

松戸市自転車駐車場運用基本計画

平成29年3月

松 戸 市

目 次

1. 計画概要	1
1.1 計画の趣旨	2
【1】 背景	2
【2】 経緯	2
【3】 目的	2
1.2 計画の位置づけ	3
【1】 上位・関連計画との位置づけ	3
【2】 松戸市自転車等駐車対策協議会の位置づけ	3
2. 松戸市の現況	5
2.1 松戸市の概要	6
2.1.1 位置・交通概要	6
【1】 位置	6
【2】 鉄道	6
【3】 道路	6
2.1.2 人口等	7
【1】 総人口	7
【2】 世帯数	7
【3】 年齢別人口	7
2.1.3 鉄道乗車人員	8
【1】 鉄道駅の乗車人員	8
【2】 乗車人員の推移	8
2.1.4 交通手段比率	9
【1】 代表交通手段	9
【2】 駅端末交通手段	10
2.2 松戸市における自転車等駐車対策の概況	11
2.2.1 これまでの対策	11
2.2.2 自転車駐車場の整備	12
【1】 自転車駐車場設置数	12
【2】 市営自転車駐車場の利用方法	13
2.2.3 駅周辺自転車等乗入台数の推移	14
2.2.4 駅周辺放置自転車等台数の推移	15
2.2.5 自転車駐車場の附置義務制度	16
【1】 現行制度	16
【2】 実績	16

2.2.6 松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱	17
【1】 現行制度	17
【2】 実績	17
2.2.7 放置防止対策	18
【1】 放置禁止区域の指定	18
【2】 撤去・移送・保管・返還・処分	18
【3】 自転車撤去台数・返還率	18
【4】 自転車駐車場の利用を促す広報、啓発活動	19
2.2.8 自転車等駐車対策費の推移	19
3. 自転車等駐車に関する課題	20
3.1 現状における自転車等駐車に関する課題	21
3.2 各課題の内容について	22
課題 1. 駅別に需要を満たした自転車駐車場があるが、放置自転車が多い	22
【1】 ほぼ全ての駅でピーク時の需要を上回る自転車駐車場がある。	22
課題 2. 需要の多いエリアに適切に配置されていない	24
【1】 駅別では充足しているが、方向別で不足している。	24
【2】 目的別の需要特性に応じた自転車駐車場が整備されていない。	25
課題 3. 自転車駐車場の利用率が偏っており、有効活用されていない	26
【1】 駅からの距離によって利用率に偏りがある。	26
【2】 利用形態別(定期・一時)により、自転車駐車場利用率に偏りがある。	28
【3】 原付一種より原付二種(125cc 以下)の需要が高まっているが、市営自転車駐車場では対象外である。	29
【4】 多様な自転車駐車需要に対応した施設が少ない。	30
課題 4. 買い物等目的の放置が多い	31
【1】 放置者の利用特性	31
【2】 施設等における自転車駐車場が不足しており、放置が多くなっている。	32
課題 5. 放置自転車防止指導員のいない休日や平日の夕方に放置自転車等が増加する	33
【1】 放置自転車防止指導員の未配置時間における放置自転車等の増加	33
課題 6. 無料制自転車駐車場のあり方	34
【1】 有料制と無料制の混在による不公平感が生じている。	34
【2】 無料自転車駐車場にも維持管理費等の財政負担が生じている。	34
【3】 安全面・防犯面に課題が多い。	35
3.3 課題のまとめ	36
4. 課題解決への施策	37
4.1 施策の基本方針	38
【1】 基本的な考え方	38
【2】 施策の体系	38
4.2 自転車駐車場の整備	39
4.2.1 駐車特性に応じた自転車駐車場整備の考え方	40

4.2.2	市営自転車駐車場の整備・再配置	43
【1】	駅からの方向別の需要台数等の把握	43
【2】	市営自転車駐車場の配置のあり方	43
4.2.3	民間事業者による自転車駐車場の整備促進	44
【1】	民間自転車駐車場整備事業補助金制度の見直し	44
【2】	補助制度の周知・広報の強化	44
【3】	路上における自転車駐車場の設置	44
4.2.4	附置義務自転車駐車場の整備	46
【1】	附置義務条例の見直し	46
【2】	附置義務自転車駐車場のチェック	46
4.3	市営自転車駐車場の運用効率化	48
4.3.1	市営自転車駐車場の利用料金体系の見直し	49
【1】	料金体系の見直し	49
【2】	買い物等目的の利用者を対象にした時間制課金による短時間無料制度の導入	53
【3】	既存市営自転車駐車場の施設改善	54
4.3.2	利用車種(原付二種)の受け入れ拡大	56
【1】	受け入れ車種の拡大	56
4.4	放置防止対策	57
4.4.1	広報・啓発の強化	58
【1】	自転車駐車場への誘導促進	58
【2】	自転車の適正駐車に関する広報・啓発	59
4.4.2	放置自転車等の撤去	59
【1】	土日・祝日、夕方の撤去	59
4.5	課題解決のための各種施策	60
5.	計画推進体制	61
5.1	関係者の役割分担	62
5.1.1	役割分担の考え方	62
5.1.2	関係者の役割	62
【1】	市	62
【2】	警察	62
【3】	鉄道事業者	63
【4】	商店会等	63
【5】	町会・自治会	63
【6】	交通安全協会・社会福祉協議会・消費者の会等	63
【7】	その他	63
【8】	自転車等利用者	63
5.2	スケジュール	64
5.2.1	スケジュールの考え方	64

5.2.2 各施策のスケジュール目標.....	65
6. 資料編.....	66
6.1 関連法規.....	67
6.1.1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律.....	67
6.1.2 松戸市自転車駐車場条例.....	71
6.1.3 松戸市自転車の放置防止に関する条例.....	74
6.1.4 松戸市自転車駐車場附置義務条例.....	76
6.1.5 松戸市自転車駐車場条例施行規則.....	78
6.1.6 松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則.....	83
6.1.7 松戸市自転車駐車場附置義務条例施行規則.....	86
6.1.8 松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱.....	87
6.2 松戸市自転車等駐車対策協議会.....	90
6.2.1 松戸市自転車等駐車対策協議会規約.....	90
6.2.2 委員名簿.....	91
6.2.3 協議内容.....	92
6.3 用語の定義.....	93

1. 計画概要

1.1 計画の趣旨

【1】 背景

自転車は老若男女の誰もが利用できる便利で身近な交通手段として、多くの市民に利用されています。

一方で、利用マナーやルールへの認識が低い一部の利用者が、路上に無秩序に自転車等を放置することで、街の景観を損ねることはもちろん、緊急車両や歩行者等の歩行空間を阻害し、特にお年寄りや身体の不自由な方にとって危険な状態を作り出していることが問題視されています。

松戸市では、昭和 59 年に「松戸市自転車の放置防止に関する条例」を制定し、鉄道駅周辺を中心とした放置自転車等対策に取り組んでまいりました。

その結果、現在の放置自転車はピーク時と比べて大幅に減少しましたが、未だ特定の場所や休日等の時間帯によっては路上に多くの自転車が放置されており、その解消が課題となっています。

【2】 経緯

市では、放置自転車等対策として、平成 26 年度から 27 年度に自転車等の利用特性を把握するための実態調査等を行い、放置の多い市内 9 駅周辺(松戸駅、北松戸駅、馬橋駅、新松戸駅、北小金駅、八柱駅、常盤平駅、五香駅、矢切駅)について、調査の結果をもとに駅ごとの自転車等利用特性を把握し、将来の駐車需要台数や自転車駐車場の過不足台数を算出しました。その結果、駅全体では自転車駐車が充足している一方、方向別や目的別需要に分類すると自転車駐車場に不足が生じていることが明らかになりました。

これらを効率的に解決するためには、新たに自転車駐車を整備して収容能力を増やすだけでなく、既存の自転車駐車場の効率的な利用を促すため、現状の運用面やその他条例制度等を見直すことが重要であると示されました。

そのため、平成 27 年度に「松戸市自転車等駐車対策協議会」を設置し、上記について解決の方向性を審議し、「松戸市自転車駐車場運用基本計画」を策定することといたしました。

【3】 目的

本計画は、『放置自転車等のない』良好な歩行空間を創出するとともに、より使いやすい自転車駐車場を実現させることを目指し、自転車の適正な利用を推進するため、市と関係機関が連携して、自転車利用のルール・マナーの啓発や放置自転車等の撤去等、従来施策の一層の効率化・強化等を図ることで、すべてのひとにとって安全・快適な街づくりを実現することを目的としております。

1.2 計画の位置づけ

【1】 上位・関連計画との位置づけ

上位計画

松戸市総合計画 後期基本計画（H23.4）

第2章 政策展開の方向

第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興

④ 誰もが安心してスムーズに移動できるようにします

施策の展開方向

③ 公共交通が利用しやすくなります

放置自転車対策としては、各駅に自転車駐輪場を整備し、市内 16 駅*周辺に、放置禁止区域を設けています。今後も、放置自転車防止指導員を配置し、啓発を続けるとともに、放置禁止区域内に放置された自転車を移送保管し、駅周辺の安全な歩行空間を確保していきます。（※現在は秋山駅を追加した 17 駅となっている。）

松戸市都市計画マスタープラン（H11.6）

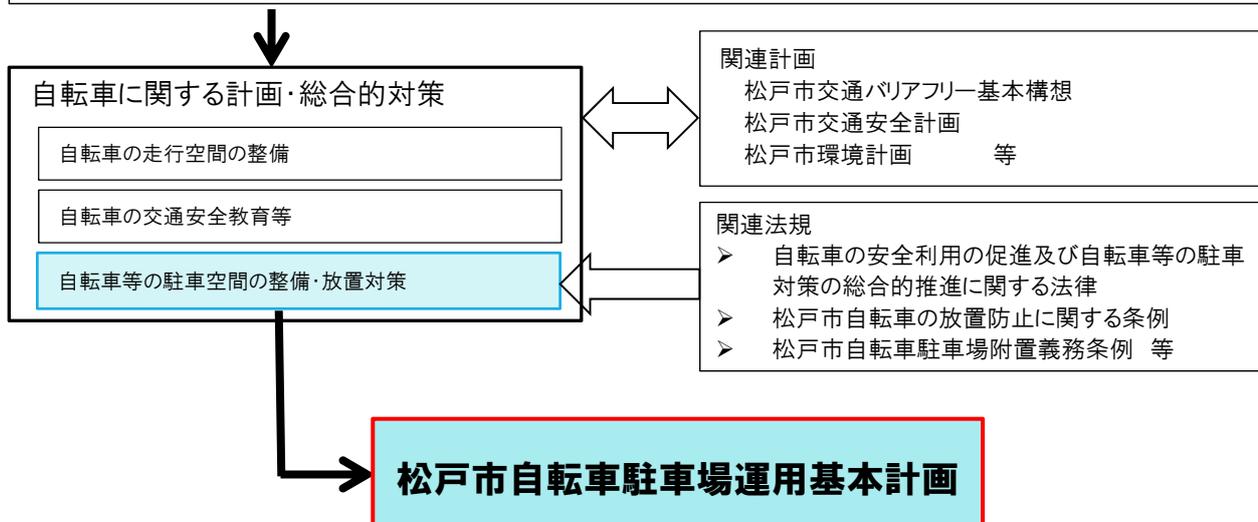
第3章 部門別方針

3. 交通施設の整備方針

(4) その他の交通施設の整備方針

② 自転車駐車場の整備

各駅周辺においては、自転車などの放置を防ぎ、歩行者の円滑な通行や緊急時における救助活動を確保するため、駅勢圏の需要に応じ、周辺の景観にも配慮して、市営の有料駐輪場の整備や民間による自転車駐車場経営への補助などを進めます。



【2】 松戸市自転車等駐車対策協議会の位置づけ

「自転車駐車場運用基本計画」の策定にあたって、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下、自転車法という)」、「松戸市自転車の放置防止に関する条例」、「松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則」に基づき、「松戸市自転車等駐車対策協議会」を設置、開催しました。

○自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和五十五年十一月二十五日法律第八十七号)最終改正:平成五年一二月二二日法律第九七号 (抜粋)

(自転車等駐車対策協議会)

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

○松戸市自転車の放置防止に関する条例(昭和58年12月27日 松戸市条例第44号)(抜粋)

(自転車等駐車対策協議会)

第15条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第8条第1項の規定に基づき、松戸市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、自転車の駐車対策に関する重要事項について調査審議する。

3 協議会は、委員25人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

○松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則(昭和59年3月21日 松戸市規則第7号)(抜粋)

(協議会の構成)

第9条 条例第15条第3項の規定により市長が委嘱し、又は任命する松戸市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 公募市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 鉄道事業者等の職員

(4) 関係行政機関の職員

(5) 各種団体の関係者

(6) 本市の職員

(7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、街づくり部交通政策課において処理する。

(委任)

第15条 第9条から前条までに定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2. 松戸市の現況

2.1 松戸市の概要

2.1.1 位置・交通概要

【1】 位置

松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市・流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区、埼玉県三郷市に隣接しています。

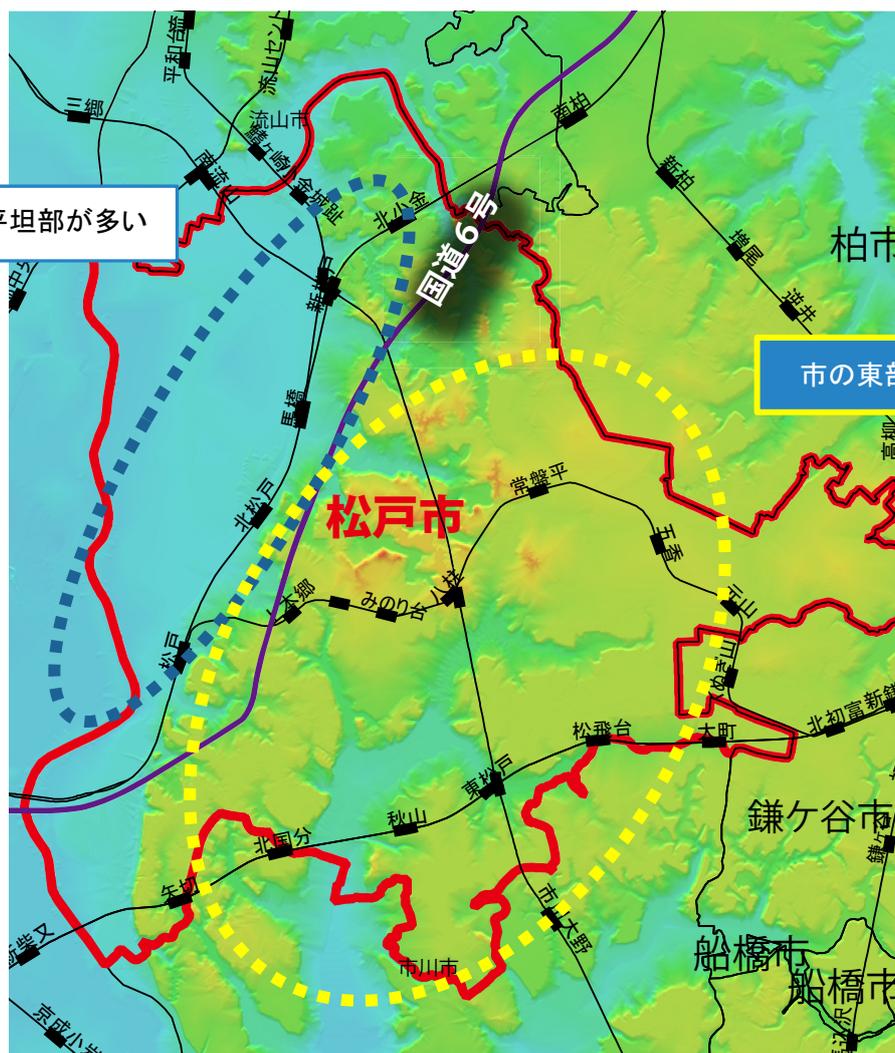
【2】 鉄道

JR 常磐線(各駅停車は東京メトロ千代田線と相互乗り入れ)、JR 武蔵野線、新京成線、東武野田線、流鉄流山線、北総線の 6 路線が走っており、18 の駅(ターミナル駅及び新松戸駅と幸谷駅は一つの駅とした)があります。

平成 27 年 3 月には JR 常磐線(快速)の一部が東京・新橋・品川方面への直通運転(上野東京ライン)を開始しました。

【3】 道路

市のほぼ中心部を国道 6 号が JR 常磐線と並びながら縦断し、都心と常磐・東北方面を結ぶ主要幹線道路となっています。



市の西部は平坦部が多い

市の東部は起伏が多い

図 2-1 松戸市の位置・地勢

2.1.2 人口等

【1】 総人口

過去 10 年間で、市の人口総数は 2.3%増加しており、平成 27 年 4 月 1 日現在 487,919 人となっています。平成 23 年をピークに減少に転じましたが、平成 25 年以降は再び増加しています。

【2】 世帯数

過去 10 年間で、世帯数は 11.9%増加しており、平成 27 年 4 月 1 日現在 224,699 世帯となっています。

【3】 年齢別人口

世代別では、65 歳以上の人口が増加していますが、生産年齢人口は平成 20 年以降減少が続いています。

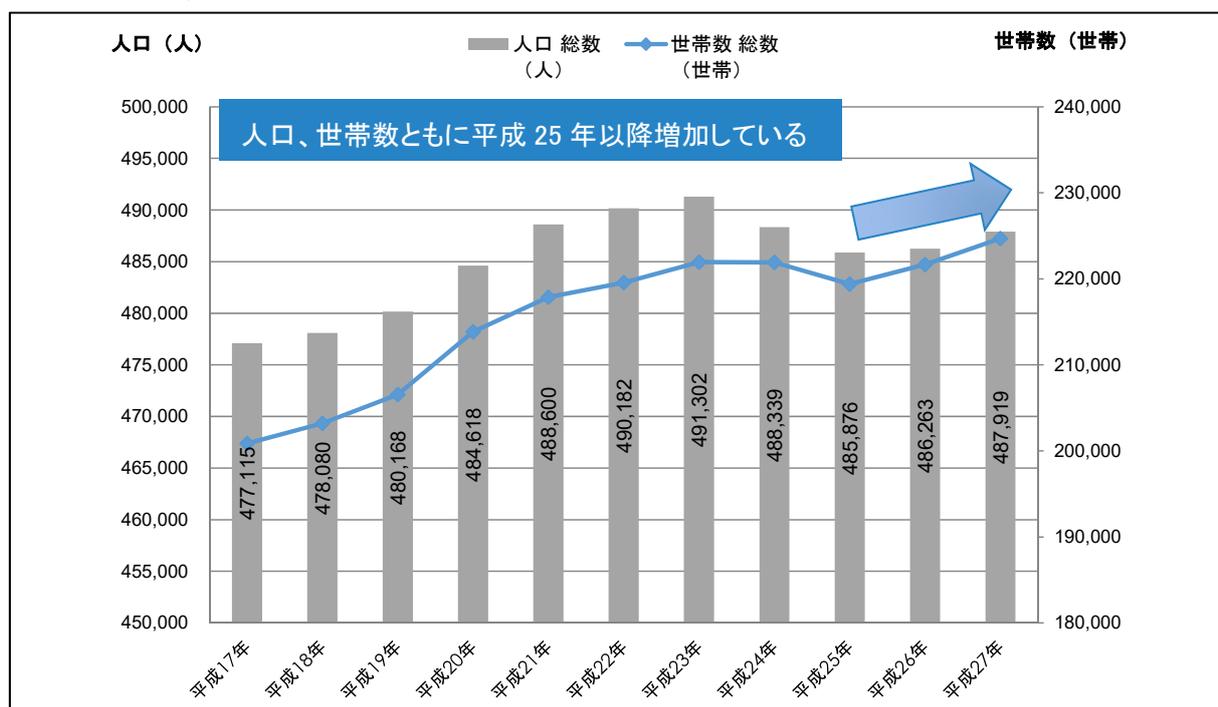


図 2-2 松戸市の人口・世帯数の推移(出典:松戸市資料)

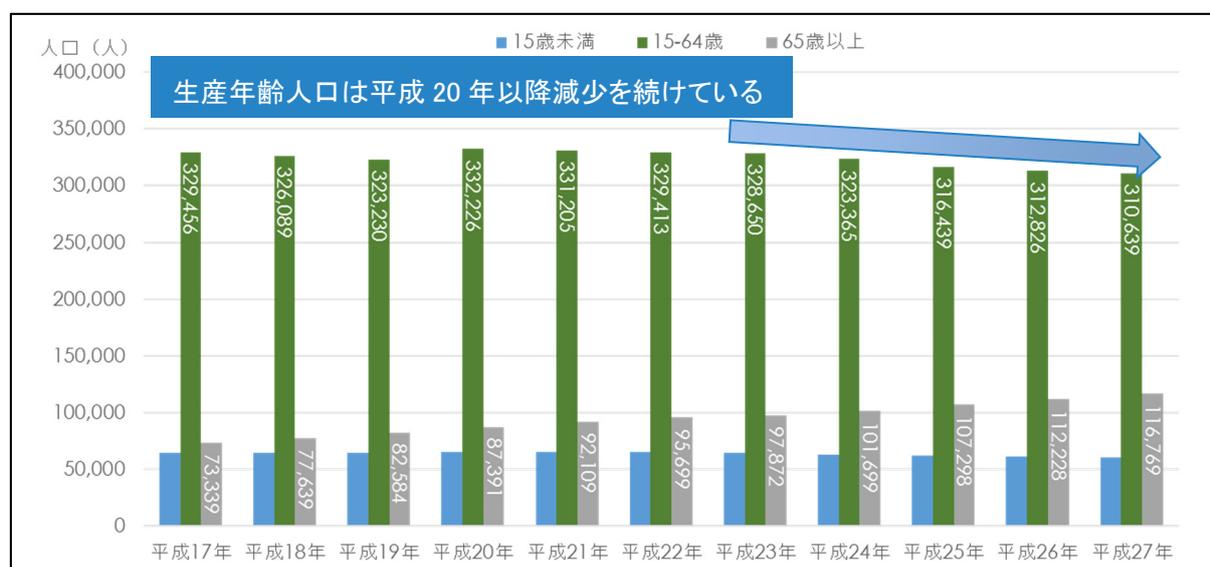


図 2-3 松戸市の年齢別人口の推移(出典:松戸市資料)

2.1.3 鉄道乗車人員

【1】 鉄道駅の乗車人員

乗車人員の多い駅は、JR 松戸駅、新京成松戸駅、JR 新松戸駅、JR 馬橋駅、JR 北小金駅の順となっています。

【2】 乗車人員の推移

平成 16 年から平成 26 年にかけて、北総線の駅が大幅に増加している一方で、流鉄の駅では大幅に減少しています(つくばエクスプレスの開業に伴う影響が大きいと考えられます)。

その他、新京成線の各駅は微増、JR 各駅は微減傾向となっています。また、東松戸駅は、北総線の乗換駅であることから大幅に増加しています。

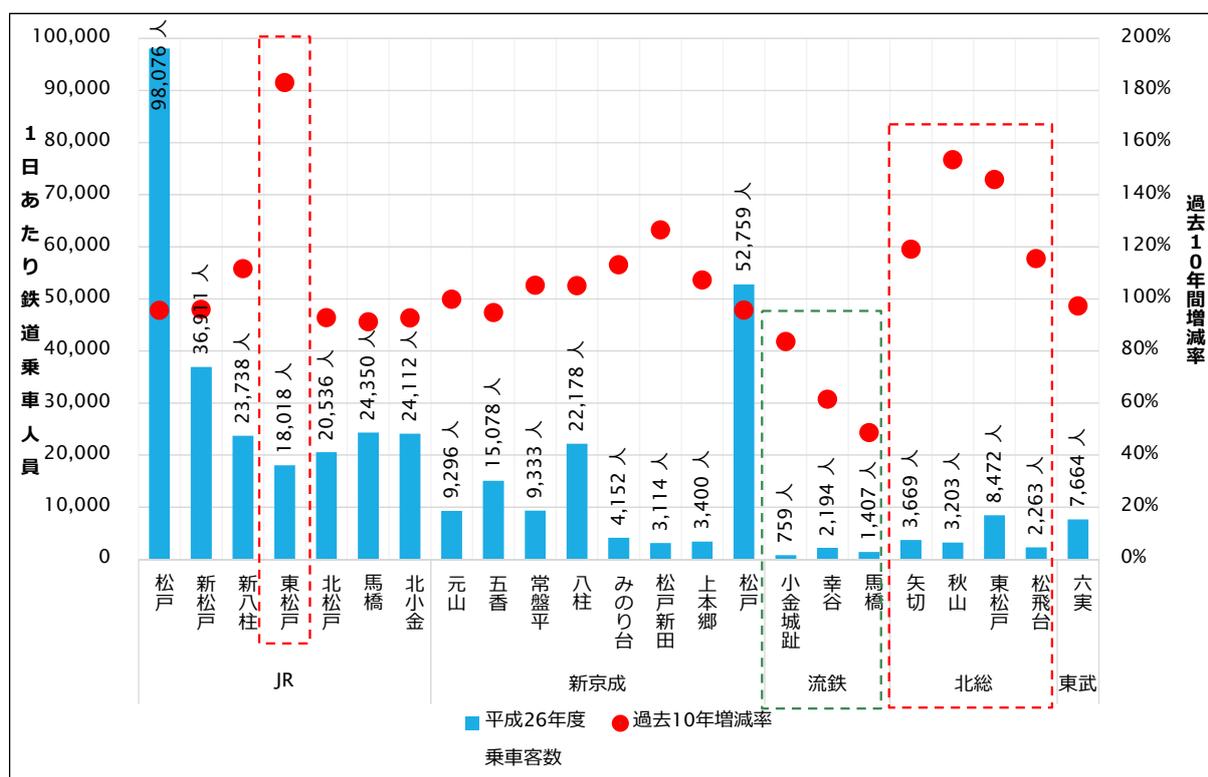


図 2-4 市内駅の鉄道乗車人員(平成 26 年度)
(出典:千葉県統計年鑑)

2.1.4 交通手段比率

【1】 代表交通手段

① 周辺自治体との比較

市内から発生するトリップの代表交通手段の比率は、「鉄道」が34%で最も多く、次いで「自動車」26%、「徒歩」22%、「自転車」13%の順となっています。この比率は、船橋市とほぼ同様のバランスとなっています。

自転車の比率は、船橋市(13%)や千葉市(12%)、柏市(13%)と同程度です。

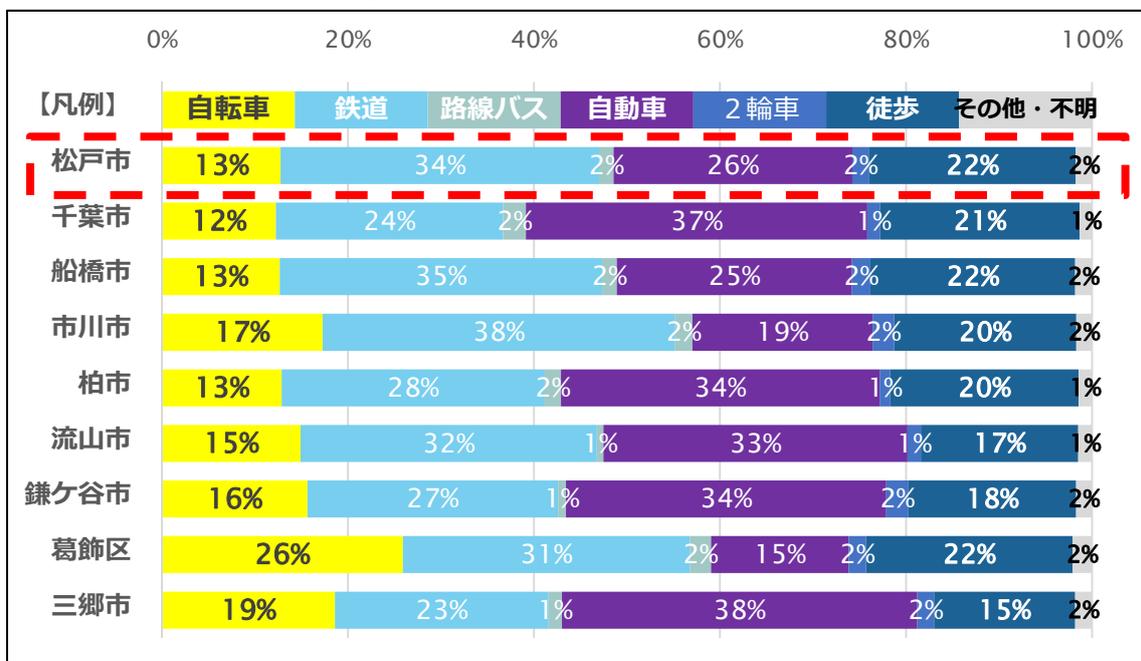


図 2-5 各市発トリップの代表交通手段比率(第5回東京都市圏パーソントリップ調査から作成)

② 「目的別」代表交通手段

市内から発生するトリップの目的別代表交通手段では、買物や私用目的である「自宅—私事」で22%、「私事」で15%となっており、他の目的よりも自転車が利用されています。

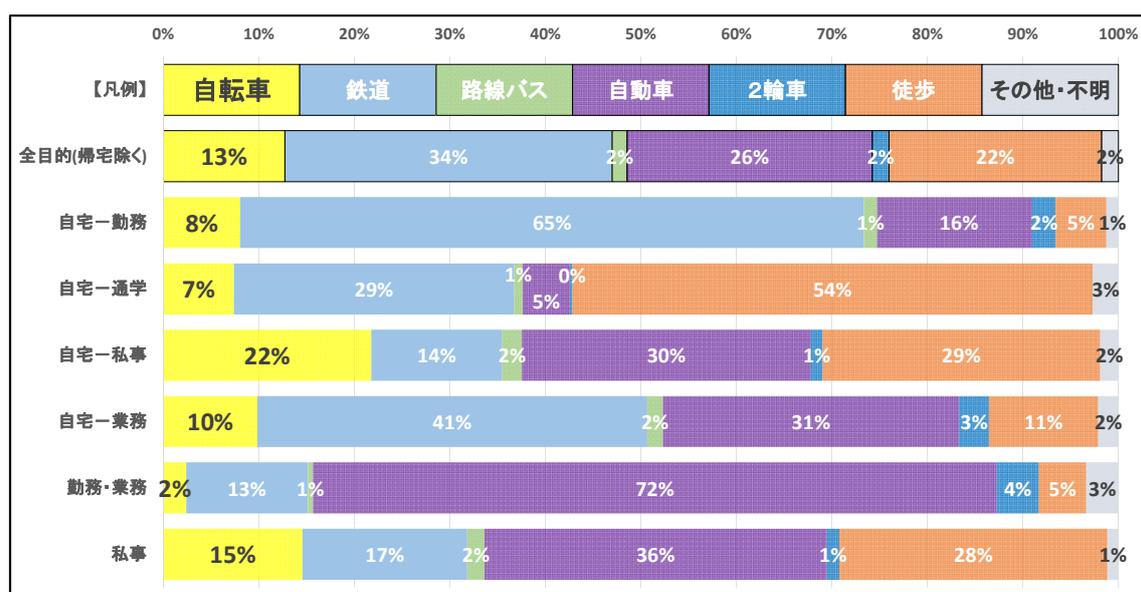


図 2-6 松戸市発トリップの目的別代表交通手段比率
(第5回東京都市圏パーソントリップ調査から作成)

【2】 駅端末交通手段

市内の鉄道駅までの端末交通手段は、市内全体平均で徒歩 74%、自転車 13%、バス 9%、自動車 3%の順となっています。

駅別の自転車比率は、五香駅(27%)、元山駅(23%)、馬橋駅(21%)の順に多くなっています。

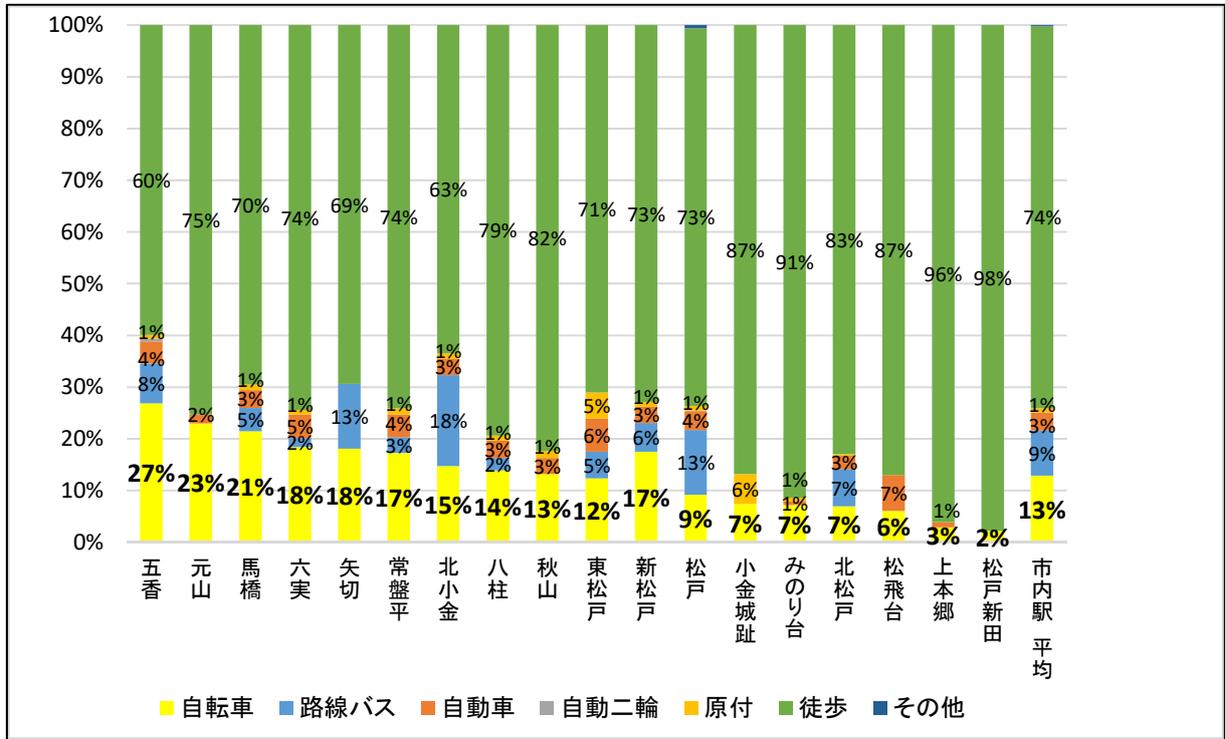


図 2-7 市内鉄道駅の端末交通手段比率
(第 5 回東京都市圏パーソナルトリップ調査から作成。「2輪・原付」、「その他」の数値表示は省略。)

2.2 松戸市における自転車等駐車対策の概況

2.2.1 これまでの対策

市では、これまで主に以下のような自転車等駐車対策を行ってきました。

年月	内容
昭和 59 年 4 月	「松戸市自転車の放置防止に関する条例」、「松戸市自転車駐車場附置義務条例」を制定 <ul style="list-style-type: none"> ●「松戸市自転車の放置防止に関する条例」昭和 58 年 12 月 27 日条例第 44 号 ●「松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則」昭和 59 年 3 月 21 日規則第 7 号 ●「松戸市自転車駐車場附置義務条例」昭和 58 年 12 月 27 日条例第 45 号 ●「松戸市自転車駐車場附置義務条例施行規則」昭和 59 年 3 月 21 日規則第 8 号
平成 3 年 4 月	歩行者の交通安全及び道路交通の確保を図るため、自転車を放置しようとする者に対し指導及び警告書の貼付を行う放置自転車防止指導員を配置開始
平成 9 年 4 月	松戸市自転車問題対策懇談会の提言を受け、平成 9 年 4 月 1 日より松戸駅・北松戸駅周辺の自転車駐車場を有料許可制に移行し、自転車駐車場を有人管理化 有料許可制への移行にあたり、駅より 800m 以内の居住者への利用制限を実施。翌 10 年度に常盤平・八柱地区での実施を予定するが、平成 9 年度実績で駐車場利用に空きが生じる等の課題が生じたことから、距離制限は平成 9 年度 1 年間のみの施行となる。 他の駅についても計画的に順次有料化し、平成 15 年度までに常盤平、馬橋、八柱、新松戸、北小金、五香、六実、矢切、松戸新田、みのり台、小金城趾の各駅を有料許可制に移行 <ul style="list-style-type: none"> ●「松戸市自転車駐車場条例」平成 8 年 9 月 26 日 条例第 19 号 ●「松戸市自転車駐車場条例施行規則」平成 9 年 3 月 31 日 規則第 34 号
平成 10 年 4 月	松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱に基づき、民間自転車駐車場の整備拡充を促進しており、設備・経営等の相談を受け自転車等対策について官民一体の取り組みを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ●「民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱」平成 10 年 3 月 31 日告示第 84 号
平成 23 年 4 月	松戸駅東口、西口への放置自転車防止指導員の固定配置を開始
平成 24 年 4 月	放置自転車防止指導員配置駅に八柱駅を追加し、固定配置を行う駅では指導時間を延長(6 時 30 分～10 時 30 分→6 時 30 分～13 時 30 分)
平成 25 年 4 月	放置自転車防止指導員配置駅に新松戸駅を追加
平成 26 年 4 月	固定配置を行っている駅での指導時間をさらに延長(6 時 30 分～13 時 30 分→6 時 30 分～17 時)
平成 27 年 4 月	平成 27 年 3 月「松戸市自転車の放置防止に関する条例」及び「施行規則」を改正(自転車等駐車対策協議会の設置について)
平成 27 年 10 月	松戸市自転車等駐車対策協議会の設置

2.2.2 自転車駐車場の整備

【1】 自転車駐車場設置数

平成 27 年 5 月現在、市内には市営及び市営以外で合計 141 か所の自転車駐車場が運営されています。

市営自転車駐車場は、1 か所あたり収容可能台数が約 500 台(32,380 台/65 か所)であるのに対し、市営以外は 1 か所あたり約 100 台(8,414 台/76 か所)と、小規模な施設が多くなっています。

表 2-1 鉄道路線(会社線)別自転車駐車場箇所数(平成 27 年 5 月)

路線 (会社)	駅名	自転車駐車場箇所数				収容可能台数		
		市営		市営以外	合計	市営	市営以外	合計
		有料	無料			X	Y	Z=X+Y
J R/新京成	松戸	8	3	6	17	6,057	1,177	7,234
	八柱	6		2	8	2,289	165	2,454
J R/北総	東松戸			2	2	0	1,118	1,118
J R/流鉄	馬橋	3	1	23	27	3,001	2,058	5,059
	新松戸	※ 13	1	3	※ 17	5,479	347	5,826
J R	北松戸	3		6	9	2,612	487	3,099
	北小金	7	2	2	11	4,261	402	4,663
新京成	上本郷			1	1	0	81	81
	松戸新田	1			1	284	0	284
	みのり台	1			1	617	0	617
	常盤平	3	1	1	5	1,780	50	1,830
	五香	4		8	12	2,785	831	3,616
	元山		1	15	16	230	1,257	1,487
北総	矢切	3			3	720	0	720
	秋山			3	3	0	230	230
	松飛台		1		1	392	0	392
東武	六実	2		4	6	1,794	211	2,005
流鉄	小金城趾	1			1	79	0	79
総計		55	10	76	141	32,380	8,414	40,794

※市営以外の収容台数は不明のため、ピーク時の駐車台数を収容可能台数としている。

※新松戸駅については、平成 27 年 11 月に 3 施設廃止、1 施設の新設があった。

廃止	新設	現在の箇所数・収容可能台数
新松戸駅前第 1 - 143 台	新松戸駅西口第 8 400 台	合計で 234 台の廃止、400 台の新設により、166 台増加 市営 11 か所、合計 15 か所 市営 5,645 台、合計 5,992 台
新松戸駅前第 2 - 39 台		
新松戸駅前第 3 - 52 台		

【2】 市営自転車駐車場の利用方法

市営自転車駐車場の利用方法は、以下の通りとなっています。

① 使用車種

- ア. 防犯登録を受けている自転車(定期使用のみ確認)
- イ. 原動機付自転車(50cc以下)

② 使用区分

- ア. 定期使用 … あらかじめ許可を受け、使用するもの
- イ. 一時使用 … 1日1回当日限り

③ 使用料金

- ア. 定期使用料金(月額)

表 2-2 使用料金(定期使用・月額)

駐車料金		屋根あり		屋根なし	
		最寄りの駅からの距離が200m以内の駐輪場	最寄りの駅からの距離が200mを超える駐輪場	最寄りの駅からの距離が200m以内の駐輪場	最寄りの駅からの距離が200mを超える駐輪場
自転車	一般	1,540円	1,230円	1,020円	820円
	高校生以下	1,020円	820円	720円	510円
原動機付自転車		2,260円	1,850円	1,740円	1,440円

表 2-3 定期使用料金別箇所数(平成 27 年 5 月現在)

料金制	屋根	距離	料金(月額)	箇所数
有料	屋根あり	200m以内	1,540円	17
		200m超	1,230円	8
	屋根なし	200m以内	1,020円	17
		200m超	820円	13
無料			0円	10

イ. 一時使用料金

表 2-4 使用料金(一時使用)

	一時使用	回数券
自転車	100円	100円券11枚綴 1,000円
原動付自転車	150円	150円券11枚綴 1,500円

2.2.3 駅周辺自転車等乗入台数の推移

過去5年間における市内駅周辺への自転車等乗入台数は、減少となっている駅が多くなっています。乗入台数が増加している駅は、北小金駅(+8%)、東松戸駅、上本郷駅(各+6%)、北松戸駅(+2%)の計4駅のみとなっています。

表 2-5 松戸市内各駅の自転車等乗入台数の推移

路線 (会社)	駅名	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	増減率 (平成23年~平成27年)
JR/新京成	松戸	7,064	6,544	6,468	6,662	6,360	-10%
	八柱	1,932	1,895	1,690	1,786	1,669	-14%
JR/北総	東松戸	1,023	1,257	1,122	1,211	1,082	6%
JR/流鉄	馬橋	3,762	3,297	3,773	3,645	3,477	-8%
	新松戸	3,993	4,045	3,927	3,293	3,595	-10%
JR	北松戸	1,558	1,546	1,468	1,550	1,595	2%
	北小金	3,113	3,053	3,516	3,273	3,365	8%
新京成	上本郷	87	101	129	91	92	6%
	松戸新田	165	162	168	143	144	-13%
	みのり台	277	237	278	221	264	-5%
	常盤平	1,436	1,438	1,388	1,329	1,336	-7%
	五香	3,150	3,080	3,137	3,028	2,777	-12%
	元山	1,544	1,526	1,513	1,624	1,484	-4%
北総	矢切	457	446	491	449	383	-16%
	秋山	352	411	377	339	230	-35%
	松飛台	226	284	202	433	211	-7%
東武	六実	1,261	1,293	1,114	1,162	1,154	-8%
流鉄	小金城趾	15	27	43	40	11	-27%
総計		31,415	30,642	30,804	30,279	29,229	-7%

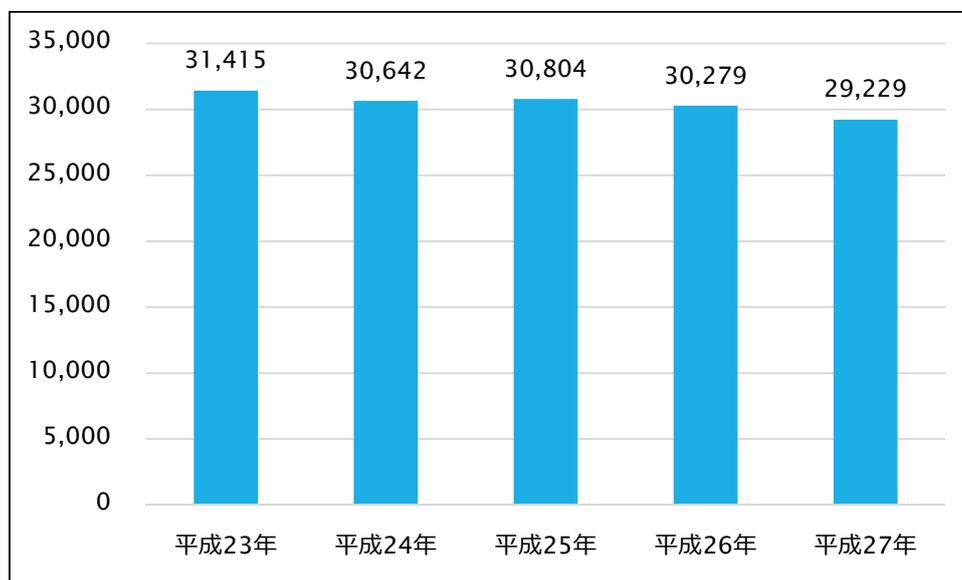


図 2-8 松戸市内各駅の自転車等乗入台数の推移

2.2.4 駅周辺放置自転車等台数の推移

過去5年間で、駅周辺の放置自転車等台数は52%減少しています。

放置自転車等台数が増加している駅は、松飛台駅(+159%)、矢切駅(+58%)、六実駅(+15%)、東松戸駅(+11%)の4駅です。一方、減少している駅は、小金城趾駅(-100%)、八柱駅(-86%)、松戸駅(-77%)、馬橋駅(-61%)、北小金駅(-57%)と続いており、これら5駅の放置台数は半数以下に減少しています。

放置自転車等台数は、松戸駅(260台)、新松戸駅(178台)、常盤平駅(164台)、五香駅(156台)、北松戸駅(147台)の順に多くなっており、これらの5駅では100台を超えています。

表 2-6 松戸市内各駅の自転車等放置台数の推移(平日14時)

路線 (会社)	駅名	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	増減率 (平成23年~平成27年)
JR/新京成	松戸	1,126	761	723	515	260	-77%
	八柱	197	135	128	136	28	-86%
JR/北総	東松戸	18	110	13	61	20	11%
JR/流鉄	馬橋	220	104	184	63	85	-61%
	新松戸	226	211	306	61	178	-21%
JR	北松戸	167	139	148	128	147	-12%
	北小金	211	108	173	89	90	-57%
新京成	上本郷	15	18	22	10	11	-27%
	松戸新田	8	6	6	6	6	-25%
	みのり台	58	33	54	15	48	-17%
	常盤平	202	175	152	141	164	-19%
	五香	193	208	229	185	156	-19%
北総	元山	31	11	9	22	16	-48%
	矢切	12	13	7	10	19	58%
	秋山	38	53	61	85	0	-100%
東武	松飛台	37	52	65	83	96	159%
	六実	20	17	25	17	23	15%
流鉄	小金城趾	1	12	29	32	0	-100%
総計		2,780	2,166	2,334	1,659	1,347	-52%

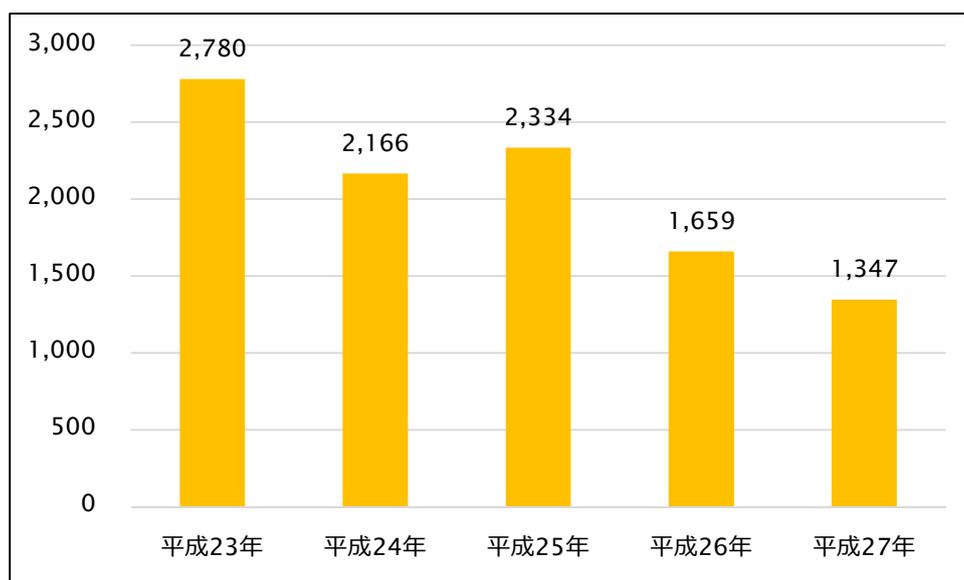


図 2-9 松戸市内各駅の自転車等放置台数の推移(平日14時)

2.2.5 自転車駐車場の附置義務制度

【1】 現行制度

市では「松戸市自転車駐車場附置義務条例」(昭和 58 年 12 月 27 日 条例第 45 号)に基づき、商業地域・近隣商業地域において店舗を建設する場合、面積に応じて自転車駐車場の設置を義務付けています。設置位置については、おおむね当該施設から 50m 以内の場所への設置を義務付けています。

<指定区域>

商業地域及び近隣商業地域

<設置場所>

施設若しくは敷地内、または歩行距離 50m 以内

<対象施設及び規模>

施設の使用	施設の規模	備考
百貨店・スーパーマーケット等	店舗面積が 400 m ² を超えるもの	店舗面積 20 m ² につき 1 台
銀行等	店舗面積が 500 m ² を超えるもの	店舗面積 25 m ² につき 1 台
遊技場等	店舗面積が 300 m ² を超えるもの	店舗面積 15 m ² につき 1 台

<構造及び設備>

駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

<立入検査>

市長は、この条例を施行するため必要に応じて、施設若しくは駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に施設若しくは駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。他に、措置命令や罰則等の規定がある。

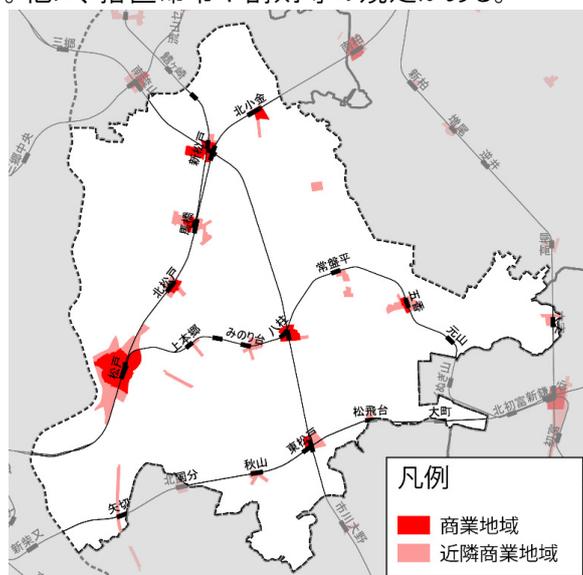


図 2-10 松戸市内における商業地域及び近隣商業地域
(「国土数値情報・用途地域」(国土交通省)から作成)

【2】 実績

条例に基づき、条例施行後から平成 27 年度末までに 42 施設に附置義務が課されています。

2.2.6 松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱

【1】 現行制度

市では「民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱」(平成 10 年 3 月 31 日告示第 84 号)に基づき民間自転車駐車場の整備拡充を促進しており、設備・経営等の相談を受け、自転車対策について官民一体の取り組みを行っています。

< 補助対象になる駐車場 >

- 駅からおおむね 300m 以内に計画している駐車場
- バス停からおおむね 200m 以内に計画している駐車場
- 駐車場の収容台数が自転車で 50 台以上(鉄道事業者及びバス事業者は除く)

< 補助対象者 >

- 補助対象となる駐車場を整備し、所有する人
- 補助申請時までにはすべての税を完納している人

< 補助額 >

- 次の金額から判定し、いずれか低い額の 3 分の 1 を補助(限度額 1 千万円)
- ・建設費
- ・松戸市が規定する基準単価

松戸市規定基準単価表

駐車場の構造		自転車 1 台当りの基準単価
平置式		5 万円
立体自走式	地上式	10 万円
	地下式	20 万円
立体機械式		25 万円

< 補助交付条件 >

駐車場建設完了後、一定の期間継続して営業すること。

< 営業継続期間 >

駐車場の構造	期間	備考
平置式	5 年	期間中は、他の目的に転用できません
立体自走式	7 年	期間中は、他の目的に転用できません
立体機械式	10 年	期間中は、他の目的に転用できません

【2】 実績

平成 10 年度の制度施行以降、13 件(2,391 台分)の申請に対し、3,207 万円の補助を実施してきました。1 件を除いて、定期利用料金を設定していることから、主に通勤・通学目的の利用者をターゲットとした施設となっています。

- 1 か所あたりの平均整備台数……平均 182 台(最大 344 台～最小 55 台)
- 1 か所あたりの補助金額……平均 2,467 千円(最大 6,000 千円～最小 392 千円)
- 総事業費に占める補助金の割合……平均 26.5%(最大 33.3%～最小 18.7%)

2.2.7 放置防止対策

【1】 放置禁止区域の指定

駅周辺道路、その他公共の場所において自転車の放置が著しい場合、または放置のおそれのある場合には、当該地域及びその周辺を放置禁止区域として指定しています。

現在指定がされていない駅は、松飛台駅の1駅のみです。

【2】 撤去・移送・保管・返還・処分

放置禁止区域内に放置された自転車は、警告したのち、撤去・保管をしています。

移送した場合は、現地周辺の移送告知板に明示し案内しています。保管自転車を返還するときは、当該自転車等の撤去、保管等に要した費用として、当該自転車の利用者等から、自転車 3,000 円、原付 6,000 円(原付の場合は自転車駐車場内からの移送のみ)を徴収いたします。

保管期間は、移送保管の日から 2 か月間であり、保管期間を経過した自転車等は処分しています。



撤去の案内看板



警告札



撤去の実施状況

表 2-7 松戸市の移送保管料の推移

	移送保管料	
	自転車	原付
昭和59年4月～平成4年3月	1,000円	2,000円
平成4年4月～平成9年3月	1,500円	3,000円
平成9年4月～平成17年6月	2,000円	4,000円
平成17年7月～	3,000円	6,000円

表 2-8 近隣自治体の撤去手数料(平成 27 年 10 月現在)

撤去手数料		自転車	バイク
千葉県	柏市	3,090円	設定なし
	流山市	1,000円	設定なし
	市川市	3,000円	6,000円
	鎌ヶ谷市	2,000円	3,000円
東京都	葛飾区	3,000円	設定なし
埼玉県	三郷市	2,000円	5,000円

【3】 自転車返還台数・返還率

市内の自転車返還台数は、平成 27 年度で 4,073 台となっています。

返還率は、近年上昇傾向にあり、平成 27 年度で 50.5%となっています。

表 2-9 過去5年間の自転車の返還台数・返還率

	返還台数	返還率
平成23年度	5,096	42.5%
平成24年度	5,219	43.8%
平成25年度	4,787	41.2%
平成26年度	4,517	45.8%
平成27年度	4,073	50.5%

【4】 自転車駐車場の利用を促す広報、啓発活動

市では、市内各駅周辺の放置禁止区域内に放置自転車防止指導員を配置し、放置防止の啓発に努めています。平日は、松戸駅、新松戸駅及び八柱駅に6時30分から17時まで配置するとともに、その他の駅については、6時30分から10時30分まで、不定期に配置しています。土休日については、毎月2回程度、6時30分から10時30分または17時まで配置を行っています。また、放置禁止区域を示す標識等の設置を行っています。



図 2-11 放置自転車防止指導員による啓発活動
(松戸市内)



図 2-12 放置禁止区域を示す標識
(松戸市内)

2.2.8 自転車等駐車対策費の推移

過去5年間では歳出は増加傾向にあります。放置台数は各時間帯ともに減少傾向にあります。

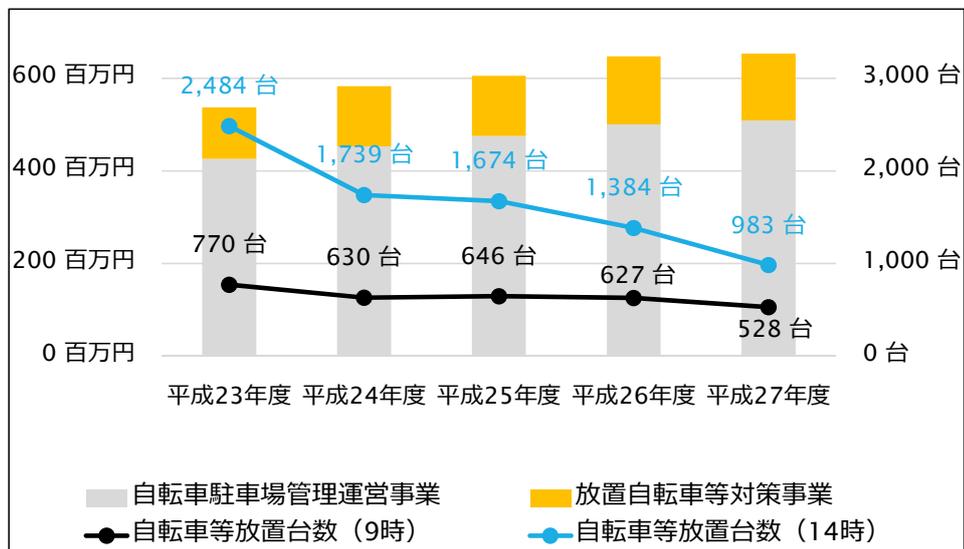


図 2-13 自転車等駐車対策に関する歳出及び放置台数の推移
(放置台数は各年11月の市調査結果から)

3. 自転車等駐車に関する課題

3.1 現状における自転車等駐車に関する課題

松戸市における自転車等駐車に関する課題として、以下の6項目が挙げられます。

課題1	駅別に需要を満たした自転車駐車場があるが、放置自転車が多い
課題2	需要の多いエリアに適切に配置されていない
課題3	自転車駐車場の利用率が偏っており、有効活用されていない
課題4	買い物等目的の放置が多い
課題5	放置自転車防止指導員のいない休日や平日の夕方に放置自転車等が増加する
課題6	無料制自転車駐車場のあり方

3.2 各課題の内容について

課題1. 駅別に需要を満たした自転車駐車場があるが、放置自転車が多い

【1】 ほぼ全ての駅でピーク時の需要を上回る自転車駐車場がある。

松戸市内のほぼ全駅で、自転車駐車場の収容可能台数が平日14時の乗入台数を上回っています(駅単位では量的に足りている状態)。

ピーク時(平日14時)に収容可能台数を上回る自転車等乗入台数がある駅は、上本郷駅のみとなっています。

特に、馬橋駅、新松戸駅、北松戸駅、北小金駅の4駅については、1,000台以上の余裕がある(ピーク時に空きがある)状態になっています。

表 3-1 松戸市内の自転車駐車場への自転車等乗入台数、収容可能台数、過不足台数(駅別)(平成27年5月)

路線 (会社)	駅名	乗入台数(14時)			収容可能台数			過不足 台数
		実駐車台数	放置台数	乗入台数	市営	市営以外※	合計	
		A	B	C=A+B	X	Y	Z=X+Y	
JR/新京成	松戸	6,100	260	6,360	6,057	1,177	7,234	874
	八柱	1,641	28	1,669	2,289	165	2,454	785
JR/北総	東松戸	1,062	20	1,082	0	1,118	1,118	36
JR/流鉄	馬橋	3,392	85	3,477	3,001	2,058	5,059	1,582
	新松戸	3,417	178	3,595	5,479	347	5,826	2,231
JR	北松戸	1,448	147	1,595	2,612	487	3,099	1,504
	北小金	3,275	90	3,365	4,261	402	4,663	1,298
新京成	上本郷	81	11	92	0	81	81	-11
	松戸新田	138	6	144	284	0	284	140
	みのり台	216	48	264	617	0	617	353
	常盤平	1,172	164	1,336	1,780	50	1,830	494
	五香	2,621	156	2,777	2,785	831	3,616	839
	元山	1,468	16	1,484	230	1,257	1,487	3
北総	矢切	364	19	383	720	0	720	337
	秋山	230	0	230	0	230	230	0
	松飛台	115	96	211	392	0	392	181
東武	六実	1,131	23	1,154	1,794	211	2,005	851
流鉄	小金城趾	11	0	11	79	0	79	68
総計		27,882	1,347	29,229	32,380	8,414	40,794	11,565

※市営以外の収容可能台数は不明のため、ピーク時の駐車台数を収容可能台数とみなしている。

一般的には、自転車駐車が不足している駅ほど放置が多い傾向となる(近似線イメージ:オレンジ)ことが多いのですが、松戸市の各駅の状態を見ると、自転車駐車が充足している駅(下図で右に行くほど)ほど、放置が多い傾向となっています(近似線:青)。つまり、自転車駐車が有効に利用されていないことが大きな課題となっています。

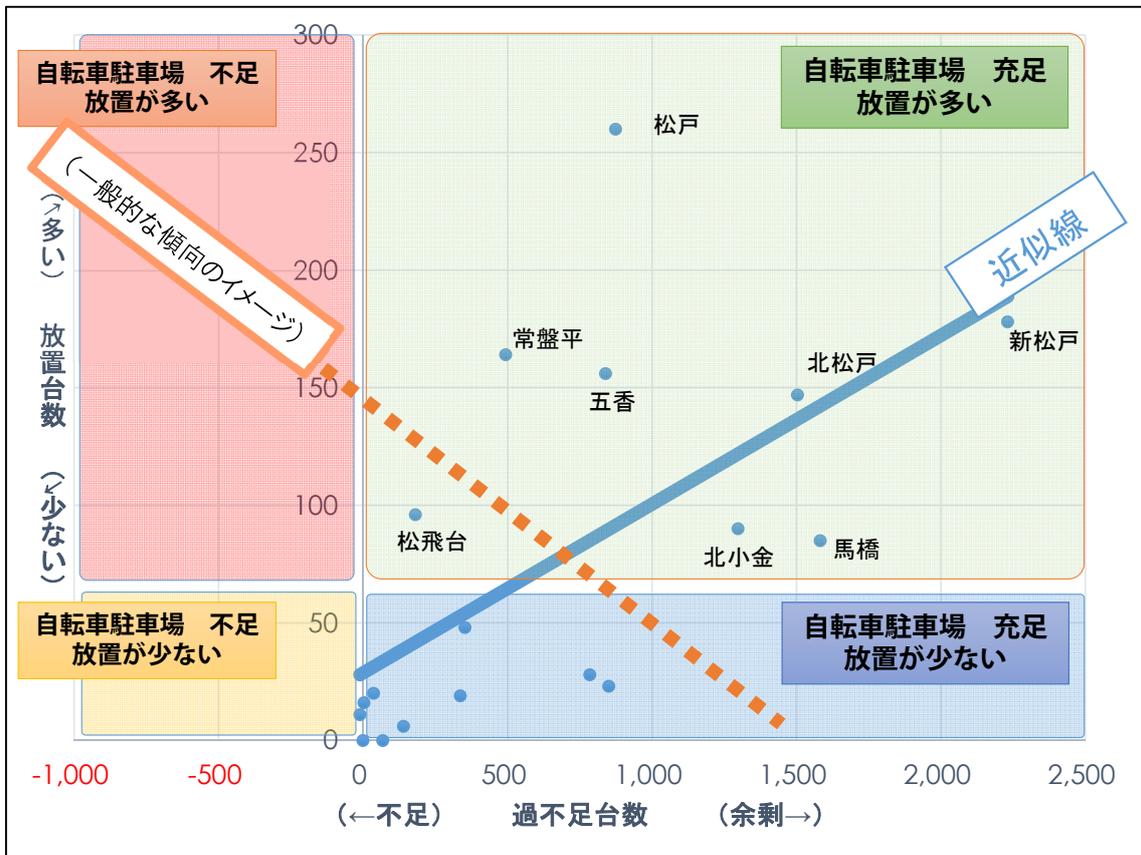


図 3-1 駅別の過不足台数と放置台数の関連図(平成 27 年 5 月)

【参考】市営自転車駐車の維持に多額の費用がかかっている。

既存市営自転車駐車のうち、公有地(県・公社・市)にあるものは約 60%、鉄道事業者等用地が約 10%、民有地が 30%を占めています。

需要に見合った新たな市営自転車駐車を設置する場合、借地料や土地取得費等に多くの財政負担が生じることになり、用地の確保が難しくなっています。

今後、適正な配置及び効率的な自転車駐車の整備を推進するためには、市が土地を取得または借地して運営する従来の方法だけではなく、民間の土地や路上を活用し、民間事業者に整備してもらう方法を検討していく必要があります。

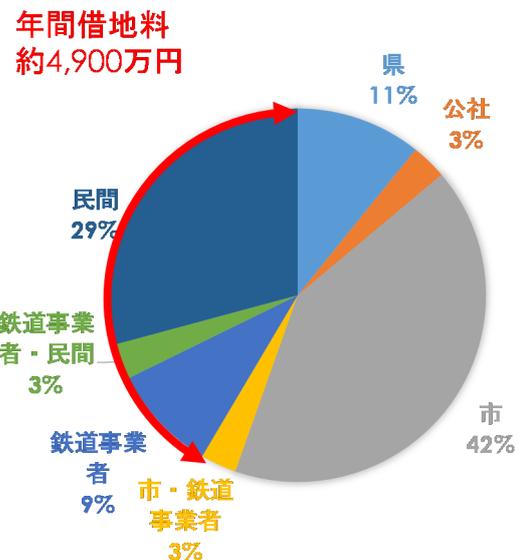


図 3-2 市営自転車駐車の土地所有者の割合 (平成 27 年 5 月現在)

課題2. 需要の多いエリアに適切に配置されていない

【1】 駅別では充足しているが、方向別で不足している。

鉄道利用者は、駅が目的地となることから、自宅から駅までの所要時間が最も短くなる立地の自転車駐車場(利用者の動線上にある自転車駐車場)を選択します。したがって、エリアごとの利用者数に応じた量の自転車駐車場が整備されていないことは、利用者の利便性を損なってしまう、放置を生じさせてしまう可能性があります。

例として、松戸駅の実態を見ると、「松戸駅周辺自転車等駐車実態調査」(平成 26 年度実施)において、松戸駅全体では、ピーク時(平日 15 時)でも乗入台数を上回る自転車駐車場収容可能台数を確保しており、放置自転車等を全て誘導しても 973 台の余裕がある状態となっています。

ところが、方向別に見ると、北東ブロックと南西ブロックにおいては、平日ピーク時に自転車駐車場の収容可能台数を上回る乗入台数が駐車されています。一方で、北西ブロックでは 788 台もの余裕があります。

このように、駅全体で需要量を満たす自転車駐車場を整備しても、方向別によって需給バランスが異なるため、空きが多いエリアと不足するエリアが生じてしまいます。

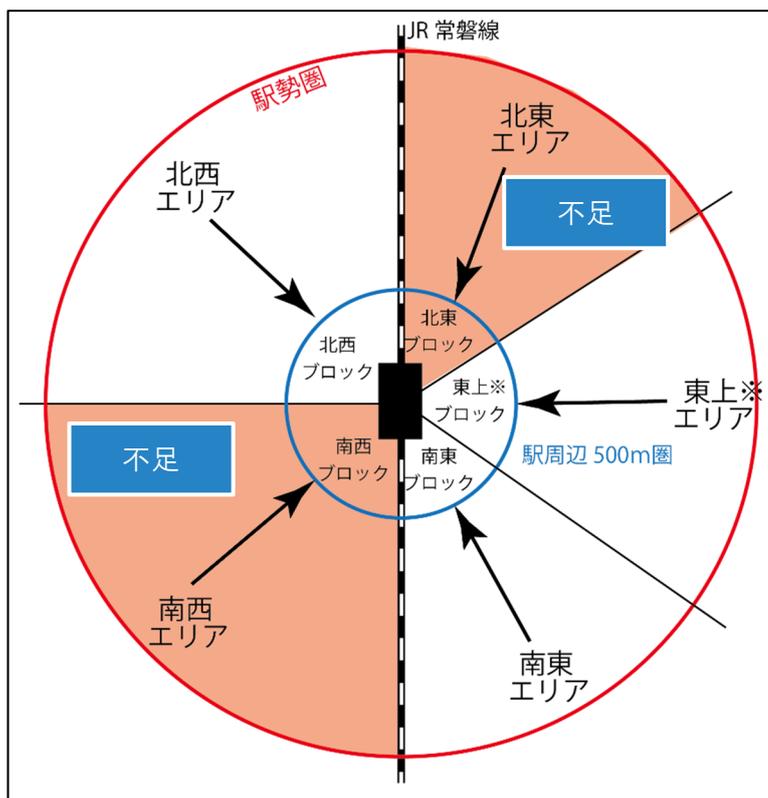


図 3-3 松戸駅のエリア区分
(※「東上ブロック」は概ね相模台地区に該当)

表 3-2 松戸駅のブロック別需給バランス
(自転車等駐車実態調査(松戸駅 平成 27 年 3 月)より作成)

	収容可能台数	平日15時 乗入台数	差引 過不足台数
北東ブロック	630	656	-26
東上ブロック	1,254	1,074	180
南東ブロック	1,251	1,183	68
北西ブロック	3,063	2,275	788
南西ブロック	1,130	1,167	-37
合計	7,328	6,355	973

【2】 目的別の需要特性に応じた自転車駐車が整備されていない。

鉄道利用者は、駅が目的地であることから、自宅と駅の動線上に駐車需要が発生し、鉄道を利用しない駅周辺利用者は、目的施設周辺に駐車需要が発生します。

つまり、鉄道を利用しない駐車需要については、各目的施設周辺に整備することが必要となります。

松戸駅における放置自転車等台数の時間帯別推移を見ると、朝 9 時が最も少なく、12 時、15 時、18 時台に多くなっていることから、主に鉄道を利用しない駅周辺施設を目的とした利用者が放置しているものと考えられます。下図に示す松戸駅等の商業施設が多い駅においてその傾向が顕著になっています。

表 3-3 利用目的及び鉄道利用有無別駐車特性

	通勤・通学目的	買い物・私用目的
鉄道利用	駐車場所：自宅と駅の動線上 駐車時間：8 時間以上 利用頻度：平日(週 5 日程度) 例：都心へ通勤する会社員	駐車場所：自宅と駅の動線上 駐車時間：8 時間以上 利用頻度：週 1～2 回程度 例：都心へ買い物に行く人
駅周辺利用	駐車場所：駅周辺の目的地 駐車時間：4～8 時間程度 利用頻度：週 2～5 日程度 例：駅周辺商業施設で働く従業員	駐車場所：駅周辺の目的地 駐車時間：2 時間以内 利用頻度：週 1～4 日程度 例：駅周辺で買い物する人



図 3-4 時間帯別放置自転車等台数
(自転車等駐車実態調査(松戸駅 平成 27 年 3 月)より作成)

課題3. 自転車駐車場の利用率が偏っており、有効活用されていない

【1】 駅からの距離によって利用率に偏りがある。

「車種別」、「駅からの距離別」の利用率を「定期・一時の利用形態別」で見ると、自転車は駅からの距離が遠くなるほど、利用率が低くなる傾向となっています。対して、原付は、駅からの距離による利用率の大きな変化は見られません。

現在、市営自転車駐車場の定期利用料金は駅からの距離(200mを超えるか否か)によって20%の割引が設定されていますが、利用率は依然として駅に近い方が高く、料金差による平準化の効果は十分に現れていません。

一時利用料金は、一律100円の設定であるため、駅からの距離が遠くなるにつれて利用率が低くなっています。

このことから、利用者は現行の距離別の利用料金の差以上に、自転車駐車場の利便性(駅からの距離)によって利用する自転車駐車場を選択する傾向があると考えられます。

表 3-4 車種、利用形態及び駅からの距離別自転車駐車場利用率(平成27年5月)

駅からの距離	自転車				原付			
	定期	一時	無料	合計	定期	一時	無料	合計
100m以内	64.1%	124.9%	なし	71.4%	41.6%	78.9%	なし	48.4%
200m以内	53.5%	125.2%	88.2%	62.4%	39.7%	33.6%	88.2%	54.0%
300m以内	44.3%	106.7%	なし	50.0%	47.4%	72.3%	なし	50.3%
400m以内	34.9%	84.0%	82.7%	53.4%	55.9%	51.3%	56.0%	55.7%
500m以内	なし	なし	32.6%	32.6%	なし	なし	53.3%	53.3%
合計	53.0%	118.4%	83.5%	61.0%	46.1%	55.4%	69.2%	52.8%

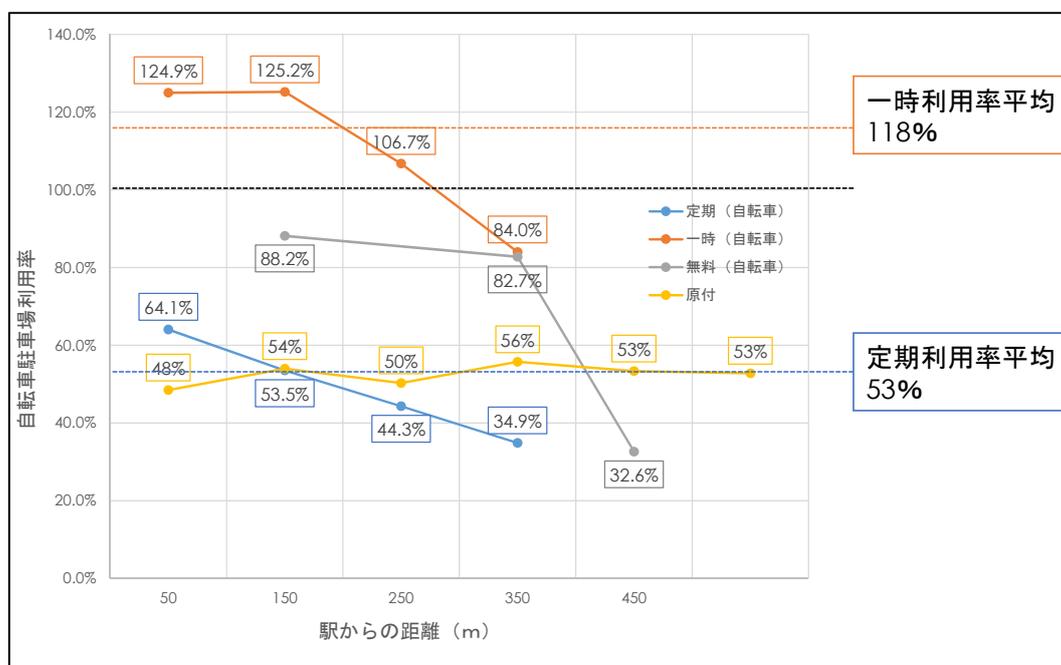


図 3-5 車種、利用形態及び駅からの距離別自転車駐車場利用率

【参考】新松戸駅における事例

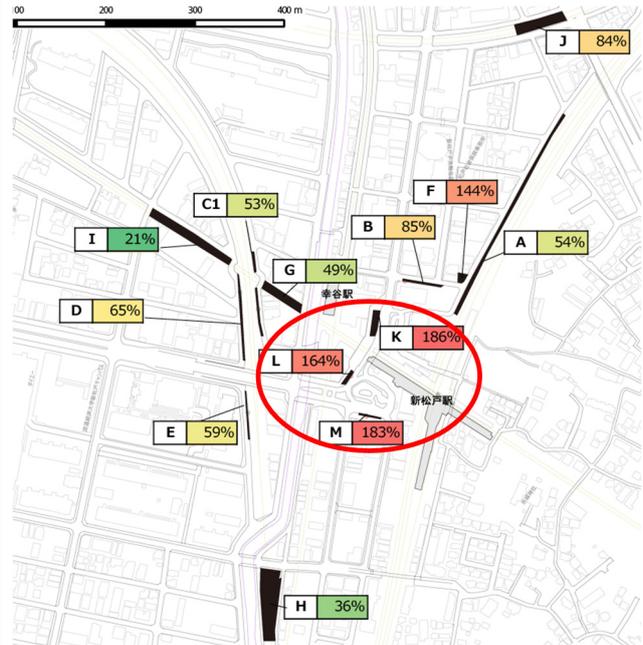
新松戸駅西口全体の市営自転車駐車場の利用率(駐車台数÷収容可能台数)は、ピーク時(平日15時)で54.4%となっており、駅全体では収容可能台数に余裕があります。

ピーク時の利用率が100%を超えている自転車駐車が4か所ある一方で、ピーク時でも50%以下の利用率である自転車駐車が3か所あります。

このように、自転車駐車場によって利用率に大きな開きが見られます。

表 3-5 新松戸駅西口の市営自転車駐車場利用率
(自転車駐車実態調査(新松戸駅西口)(平成27年3月)より作成)

	収容可能台数	平日15時利用率
新松戸駅 合計	4,849	54%
A 新松戸駅西口第1	600	54%
B 新松戸駅西口第2	100	85%
C1 新松戸駅西口第3	270	53%
D 新松戸駅西口第4	230	65%
E 新松戸駅西口第5	160	59%
F 新松戸駅西口第7	50	144%
G 新松戸駅西口高架下第1	620	49%
H 新松戸駅西口高架下第2	1,380	36%
I 新松戸駅西口高架下第3	735	21%
J 新松戸駅西口高架下第4	470	84%
K 新松戸駅前第1	143	186%
L 新松戸駅前第2	39	164%
M 新松戸駅前第3	52	183%



※K・L・Mは平成27年11月に廃止となっている。



新松戸駅前第1自転車駐車場
(平日12時)



新松戸駅西口高架下第3自転車駐車場
(平日12時)

図 3-6 自転車駐車場の駐車状況

【2】 利用形態別（定期・一時）により、自転車駐車場利用率に偏りがある。

市内合計では、一時利用の方が、定期利用より利用率が高くなっています。

また、駅全体の利用率が50%を下回っている駅が6駅あります。

一時利用スペースの占める割合が多いほど、自転車駐車場の利用率は高い傾向にあります。

表 3-6 駅別・定期/一時別 市営自転車駐車場利用率
(出典:松戸市調査(平成27年4月))

駅名	定期	一時	合計	一時利用の占める割合
松戸駅	71%	107%	81%	28%
北松戸駅	33%	89%	37%	7%
馬橋駅	38%	66%	44%	22%
新松戸駅	45%	93%	56%	23%
北小金駅	70%	61%	66%	24%
松戸新田駅	43%	104%	49%	9%
みのり台駅	32%	46%	35%	19%
八柱駅	57%	162%	65%	8%
常盤平駅	53%	96%	63%	24%
五香駅	54%	152%	64%	11%
元山駅		92%	92%	100%
小金城趾駅	10%	44%	14%	11%
六実駅	42%	306%	51%	4%
矢切駅	52%	40%	51%	9%
松飛台駅		29%	29%	100%
市内合計	53%	91%	60%	21%

【3】 原付一種より原付二種(125cc 以下)の需要が高まっているが、市営自転車駐車場では対象外である。

近年、原付一種(50cc 以下)の登録台数が減少している一方で、原付二種(50cc 超 125cc 以下)は増加しており、自転車駐車場利用者アンケート調査においても、自動二輪の駐車スペースがあれば利用したいという回答が多くなっています。

一方で、現在の市営自転車駐車場では、自転車法に基づいた原付一種までの対応となっており、原付二種の受け入れを行っていません。

松戸市の自転車駐車場条例においても原付一種までの対応となっており、条例についても見直しを図る必要があります。

表 3-7 松戸市内における排気量別の登録台数推移 (125cc 以下)

	排気量	S 5 9	H 2 6	増加率
第一種原付	50cc以下 〇〇市 さ 12 34	29,755 台	17,722 台	-40%
	51ccから 90cc以下 〇〇市 さ 12 34	1,479 台	975 台	-34%
第二種原付	91ccから 125cc以下 〇〇市 さ 12 34	809 台	4,235 台	423%

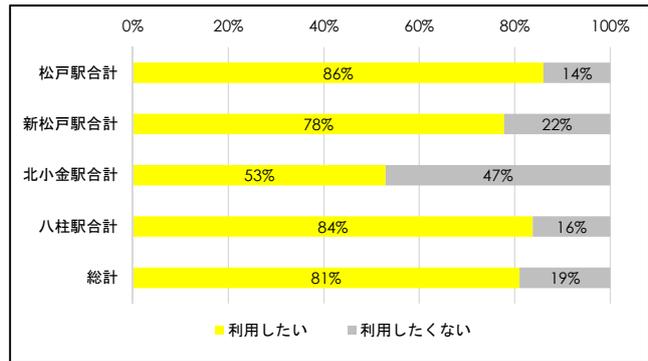


図 3-7 この駐車場において自動二輪の利用可能なスペースがある場合、利用したいか(自転車駐車場アンケート調査から)

表 3-8 車両区分と法律の適用について (出典:自治体の二輪車駐車場・事例集 2013 平成 25 年 10 月 日本自動車工業会)

■車両区分と法律の適用

車両	排気量	法的車両区分		駐車関係法の規定		
		道路運送車両法による区分 (国土交通省)	道路交通法による区分 (警察庁)	車庫法*1 (警察庁)	駐車場法 (国土交通省)	自転車法*2 (内閣府交通安全対策担当)
自転車 (普通自転車等)		軽車両	軽車両	×	×	○
	50cc 以下	原付 (一種)	原付	×	×	○
	50cc 超~125cc 以下	原付 (二種)		×	○	×
二輪車	125cc 超~250cc 以下	軽二輪	普通自動二輪車	×	○	×
	250cc 超~400cc 以下			×	○	×
	400cc 超	小型二輪	大型自動二輪車	×	○	×
自動車 (普通自動車等)		自動車	自動車	○	○	×

*1: 自動車の保管場所の確保等に関する法律

*2: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

□ : 松戸市条例の対象としている車種 □ : 対応拡大を検討する車種

【4】 多様な自転車駐車需要に対応した施設が少ない。

① 幼児用座席付き自転車の増加

近年、幼児用座席を車体に取り付けた自転車が増加してきています。このような自転車は広い駐車幅が必要なため、ラック等が設置された駐車スペースに駐車することができません。

また、電動アシスト自転車等の重量がある自転車も増加してきていますが、従来タイプの二段式ラックの上段には駐車することができません。

このように特殊車両の増加に対応できない施設が多くあり、通路や敷地外等の本来の駐車スペースではない場所を使用することで、対応している状況となっています。



図3-8 ラックに収容せず区画外に置かれている後ろカゴ付き自転車(北松戸駅東口第2自転車駐車場)

② 二段式ラックの上段使用状況

二段式ラックの上段において、利用率が低い場所が多いため、利用状況に応じて、利便性の高いラックへの変更等を検討する必要があります。



図3-9 二段式ラックの上段使用状況
(松戸駅西口公園下自転車駐車場)

③ 上層階の利用率が悪い

利用者は、1階など利便性の高い場所を利用したいという傾向があるため、2階、3階などの上層階を敬遠する傾向にあります。

課題4. 買い物等目的の放置が多い

【1】 放置者の利用特性

① 放置者の利用目的（松戸駅、新松戸駅、八柱駅）

平日昼間(12～18時)に放置自転車等が多い箇所において、放置者の利用目的をヒアリング調査したところ、「通勤・通学」は4%、「買い物・その他」が96%を占めています。

また、「駐車後に鉄道を利用する」の割合は10%、「鉄道を利用しない」が90%となっています。

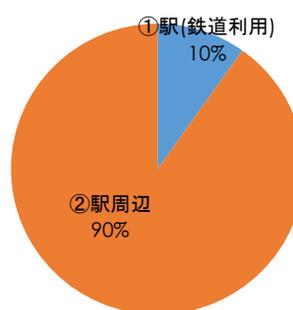
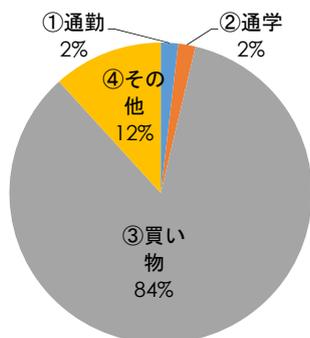


図3-10 放置の多い場所における利用者の目的

図3-11 放置の多い場所における利用者の鉄道利用有無

② 放置者の駐車時間（松戸駅）

放置者の平均駐車時間は1時間49分(109分)であり、短時間駐車が多くなっています。

1時間以内の駐車が50%を占め、2時間以内の駐車が72%を占めています。

また、放置した場所から目的地までの所要時間は2分と短くなっています。

表3-9 放置者の駐車時間別累積構成比(放置者対象ヒアリング調査から)

駐車時間	A伊勢丹	Bダイ エー前	C駅西線 路沿い	D東口駅 前広場	Eイトー ヨーカ ドー裏	合計
30分以内	18%	55%	31%	23%	11%	27%
31-60分以内	29%	13%	33%	23%	20%	23%
61-90分以内	11%	3%	4%	13%	4%	7%
91-120分以内	16%	12%	13%	10%	19%	15%
121-180分以内	14%	6%	2%	5%	16%	10%
181-240分以内	5%	4%	6%	5%	11%	6%
4-6時間	2%	3%	6%	13%	12%	6%
6-8時間	1%	2%	0%	3%	5%	2%
8時間超	0%	3%	4%	5%	0%	1%
無回答	4%	1%	0%	0%	2%	2%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
平均駐車時間(分)	92	83	105	154	148	109
2時間以内の割合	74%	82%	81%	69%	55%	72%
3時間以内の割合	88%	88%	83%	74%	71%	82%
駐車場所から目的地まで 平均所要時間(分)	0.9	2.1	1.6	2.2	4.5	2.1

③ 放置禁止区域等の認知度（松戸駅）

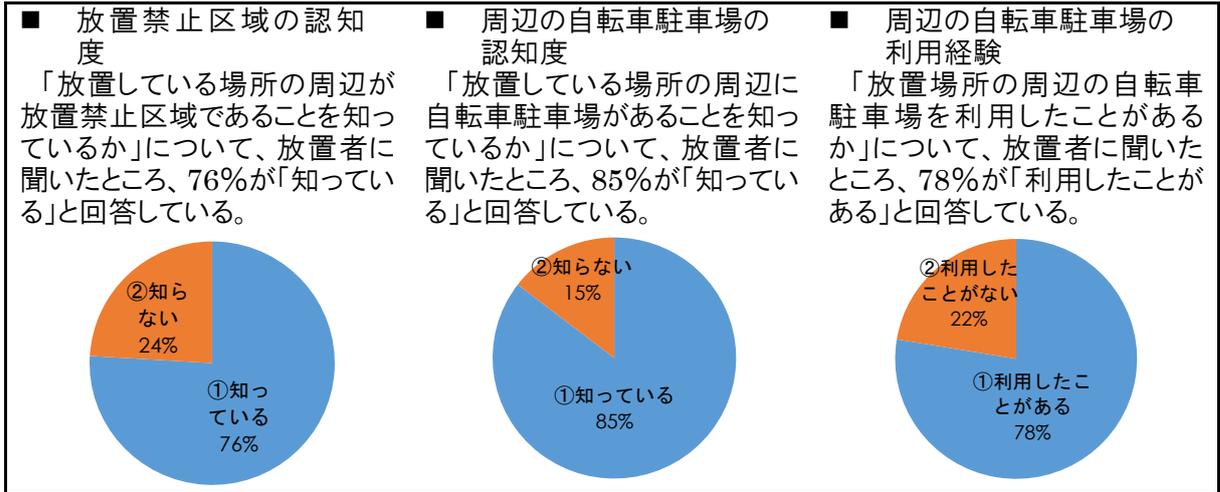


図 3-12 放置者の意識(松戸駅放置者対象ヒアリング調査から)

④ 放置する理由（松戸駅）

放置する理由として「近くに駐車場がないから」という回答が最も多くなっており、次いで、「短時間の駐車だから」という回答が多くなっています。

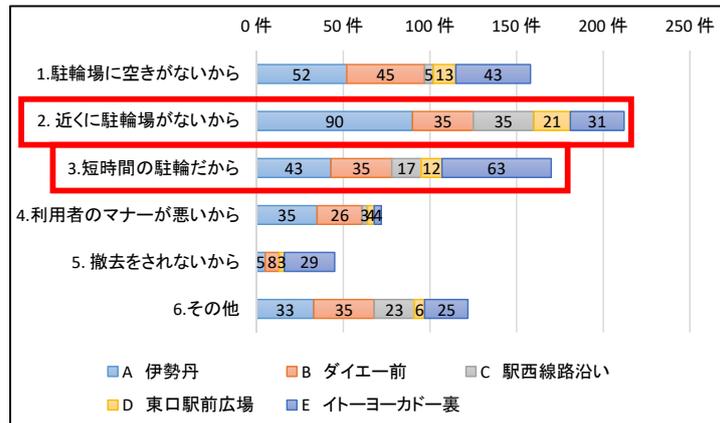


図 3-13 放置する理由(松戸駅 放置者対象ヒアリング調査から)

【2】 施設等における自転車駐車が不足しており、放置が多くなっている。

下図にもあるように、日中や休日は放置自転車等が多い状況にあり、これらの利用者の多くが周辺施設の利用を目的としていることが明らかになっています。

市では、附置義務条例により、一定規模以上の商業施設等を新築する者に自転車駐車場の設置を義務付けており、施設利用者用の自転車駐車場整備を促進しています。しかし、改築や小規模施設等、附置義務対象施設とならない一部施設の周辺では、放置自転車等が目立っています。



図 3-14 放置自転車等の状況(松戸駅)

課題5. 放置自転車防止指導員のいない休日や平日の夕方に放置自転車等が増加する

【1】 放置自転車防止指導員の未配置時間における放置自転車等の増加

平日夕方以降もしくは休日の放置自転車防止指導員がいない時間帯では、放置自転車等が急増しています。

松戸駅では、放置自転車防止指導員が配置されている時間帯(調査時間では平日9時から15時まで)の放置自転車等は数台にとどまっていますが、配置されていない時間帯(調査時間では平日18時及び休日)では100台を超える台数が確認されました。

つまり、放置自転車防止指導員による監視は効果的であるといえ、現在配置していない時間帯、場所については対策を検討する必要があるといえます。

表 3-10 平日と休日の放置台数の比較
(自転車等駐車実態調査(松戸駅 平成27年3月)より作成)

主な放置箇所	平日(15時)	休日(15時)															
<p>松戸駅西口 アトレ横</p> <table border="1"> <caption>松戸駅西口 アトレ横の放置台数</caption> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>平日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>12時</td> <td>8</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>15時</td> <td>8</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>18時</td> <td>36</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>	時間	平日	休日	9時	5	75	12時	8	199	15時	8	230	18時	36	210		
時間	平日	休日															
9時	5	75															
12時	8	199															
15時	8	230															
18時	36	210															
<p>松戸駅東口 ペDESTリアンデッキ下</p> <table border="1"> <caption>松戸駅東口 ペDESTリアンデッキ下の放置台数</caption> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>平日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時</td> <td>7</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>12時</td> <td>7</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>15時</td> <td>6</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>18時</td> <td>27</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table>	時間	平日	休日	9時	7	66	12時	7	164	15時	6	180	18時	27	183		
時間	平日	休日															
9時	7	66															
12時	7	164															
15時	6	180															
18時	27	183															

課題6. 無料制自転車駐車場のあり方

【1】 有料制と無料制の混在による不公平感が生じている。

松戸駅では無料自転車駐車が南西ブロックに配置されているため、南西エリアからの利用者は、無料自転車駐場を使いやすくなっています。一方、他の発生エリアからの利用者は、無料自転車駐場が使いづらい状況です。

そのため、発生地(居住地)の違いによる利用者間の不公平感が生じているといえます。また、無料自転車駐場を利用するために、他のエリア(利用動線からはずれるエリア)からも需要を集めています。

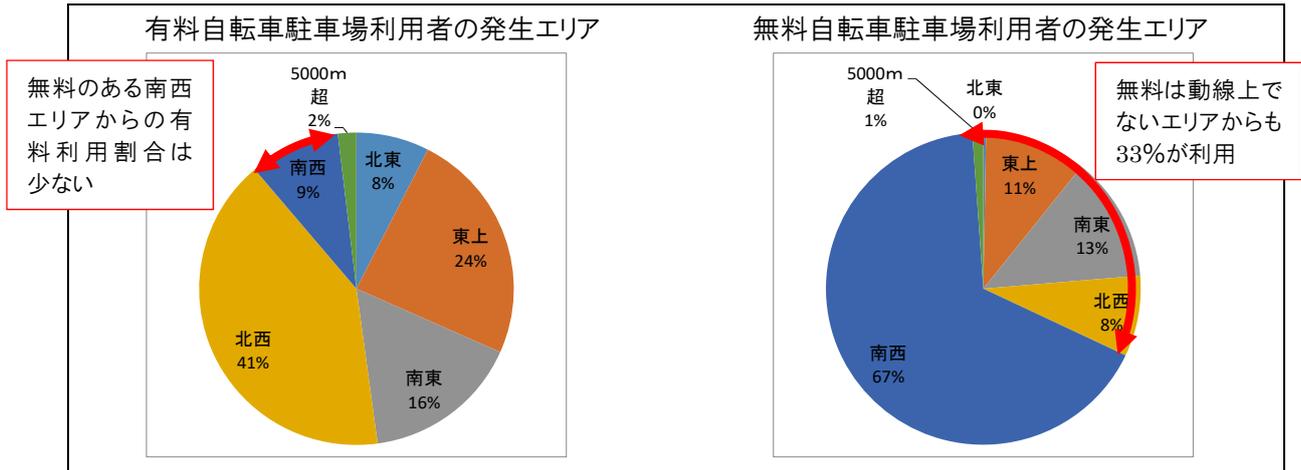


図 3-15 利用料金別の発生エリア比率(自転車等駐車実態調査(松戸駅 平成 27 年 3 月)より作成)
※エリア分類は、松戸駅利用者の発生特性から分類したもので図 3-3 を参照。

【2】 無料自転車駐車場にも維持管理費等の財政負担が生じている。

有料自転車駐車場の維持管理費は、料金収入によりおおむね賄っていますが、無料制の維持管理費は収入がないため、年間約 1,800 万円を税金によって賄っています。また、維持していくには最低限の修繕費が必要となり、今後も同様の財政負担が生じます。



図 3-16 自転車駐車場の運営管理に伴う収支(H27 実績)

【3】 安全面・防犯面に課題が多い。

自転車駐車場利用者アンケートによると、無料自転車駐車場における設備・サービスに対する満足度(5点満点)は、「設備」、「利用者マナー」、「防犯性」の項目で普通(3点)を下回る評価となっており、安全面や防犯面に課題があります。

表 3-11 有料自転車駐車場と無料自転車駐車場の満足度の比較(5点満点。3点が平均点)
(松戸市 自転車等駐車場利用者アンケート調査結果から)

満足度評価項目	有料自転車駐車場	無料自転車駐車場	ポイント差
立地	4.00	3.27	-0.73
設備	3.28	1.76	-1.52
防犯性	3.38	2.73	-0.65
利用者マナー	3.05	2.52	-0.53
総合評価	3.26	3.08	-0.19



図 3-17 夜間の自転車駐車場の状況

3.3 課題のまとめ

課題 1	駅別に需要を満たした自転車駐車場があるが、放置自転車が多い <ul style="list-style-type: none">● 市内のほぼ全駅で自転車駐車場の収容可能台数が平日 14 時の乗入台数を上回り、充足しているが放置台数は 1,000 台以上となっている。● 約 40%が借地上に整備されているため、恒久性が担保されておらず、借地料が財政負担となっている。
課題 2	需要の多いエリアに適切に配置されていない <ul style="list-style-type: none">● 駅別では充足しているが、方向別で不足している。● 目的別の需要特性に応じた自転車駐車場が整備されていない。
課題 3	自転車駐車場の利用率が偏っており、有効活用されていない <ul style="list-style-type: none">● 駅からの距離によって利用率に偏りがある。● 利用形態別(定期・一時)により、自転車駐車場利用率に偏りがある。● 原付二種(50cc超 125cc 以下)の需要が高まっているが、市営自転車駐車場では受け入れを行っていない。● 多様な自転車駐車需要に対応した施設が少ない。
課題 4	買い物等目的の放置が多い <ul style="list-style-type: none">● 日中の放置者の利用目的は、通勤・通学目的は 4%、買物その他の目的が 96%。また、鉄道を利用しない人が 90%。● 短時間駐車に対応した駐車場の料金制度、配置が求められている。● 放置者の多く(約 80%)は、放置禁止区域を知っており、周辺に自転車駐車場があることを知っている。● 附置義務条例の対象とならない施設において自転車駐車場が不足している(特に小売店舗が集積している商店街や雑居ビル等)。● 12 時以降、時間が経つにつれて、放置自転車等が増える傾向にある。
課題 5	放置自転車防止指導員のいない休日や平日の夕方に放置自転車等が増加する <ul style="list-style-type: none">● 放置自転車防止指導員の未配置時間において放置自転車等が増加している。
課題 6	無料制自転車駐車場のあり方 <ul style="list-style-type: none">● 有料制と無料制の混在による不公平感が生じている。● 無料自転車駐車場にも維持管理費等の財政負担が生じている。● 安全面・防犯面に課題がある。

4. 課題解決への施策

4.1 施策の基本方針

【1】 基本的な考え方

市では、これまで主に通勤・通学等による鉄道利用者のための自転車駐車を中心に整備してきたことにより、朝の放置自転車等をおおむね解消しました。

その結果、日中の買い物等利用者による商店街や商業施設等周辺の放置自転車が顕著となり、歩行空間等を阻害している状況となっています。一方、一部の自転車駐車場は空きがあり、施設の有効活用も課題となっております。

このような課題を解消し、放置自転車等のない安全で快適な歩行空間を創出するためには、以下の施策が必要と考えられます。

<自転車駐車場の整備>

- 駐車需要を満たす十分な駐車空間が確保できないと見込まれるエリアについては、関係機関と協力した自転車駐車場の適切な配置が必要となります。

<自転車駐車場の運用効率化>

- 利用料金の見直しや受け入れ車種の拡大等によって、既存自転車駐車場の利用促進を行い施設の有効活用を図るとともに、安全性・利便性の向上により放置の防止を図ります。

<放置防止対策>

- 利用者への駐輪場の案内や放置防止の啓発や撤去等及び規制策を効果的に実施していくことが施設の有効・効率化及び放置の防止につながります。

【2】 施策の体系

基本方針に基づく施策体系を以下のように設定します。

施策体系		対応する課題
4.2 自転車駐車場の整備	4.2.1 駐車特性に応じた自転車駐車場整備の考え方	課題 1,2
	4.2.2 市営自転車駐車場の整備・再配置	課題 1,2
	4.2.3 民間事業者による自転車駐車場の整備促進	課題 1,4
	4.2.4 附置義務自転車駐車場の整備	課題 4
4.3 市営自転車駐車場の運用効率化	4.3.1 市営自転車駐車場の利用料金体系の見直し	課題 3,4,6
	4.3.2 利用車種(原付二種)の受け入れ拡大	課題 3
4.4 放置防止対策	4.4.1 広報・啓発の強化	課題 4,5
	4.4.2 放置自転車等の撤去	課題 5

4.2 自転車駐車場の整備

背景と課題

- 松戸市内における各駅の自転車駐車場は、駅全体の駐車需要をおおむね上回る収容台数を確保していますが、一部エリアや日中の主に買い物目的の駐車需要に対応した自転車駐車場が不足しています。
- 駅直近の需要の高いエリアでの自転車駐車場用地の確保が依然として困難であることから、需要に応じた適切な場所に必ずしも自転車駐車場が整備できません。そのため、民間の土地活用において自転車駐車場の整備を促進することが必要となっています。
- これまでの民間自転車駐車場事業補助金制度は、主に鉄道利用の通勤・通学者向けの長時間駐車に対応する施設を想定しており、これらの取り組みや市営自転車駐車場の整備によって、通勤・通学者向けの駐車スペースは概ね充足傾向にある一方で、買い物等利用による短時間駐車に対応する駐車スペースは依然として十分に確保されていません。
- 短時間駐車への対応は、長時間駐車を念頭に設置されてきた既存の市営自転車駐車場では、使い勝手や利用料金の面で利便に資することが難しいうえに、附置義務自転車駐車場の対象とならない商店街周辺等の店舗前において需要が高まることから、大規模な集約型の自転車駐車場よりも小規模で分散型の自転車駐車場を配置することが好ましいと考えられます。
- 定期利用の自転車駐車場運営においては、市営の料金相場との関連性が高いため、料金面での環境整備も民間事業者の参入促進という観点から、大きなポイントとなります。

方針と施策

駐車特性に合わせ目的別・方向別に応じた自転車駐車場を適切に配置することを目指し、特に不足が顕著である買い物等目的に対応した自転車駐車場整備を進めます。そのために、市営自転車駐車場の再編及び有効活用、民間事業者の参入促進、附置義務自転車駐車場の設置促進を中心とした施策を展開していきます。

1. 駐車特性に応じた自転車駐車場の整備
 - 鉄道利用者用は、市、道路管理者が主体となり、鉄道事業者、民間事業者と協力して整備
 - 施設等への直接利用については、施設が主体となり、市が指導、支援して整備
2. 市営自転車駐車場の整備・再配置
 - 駅からの方向別の需要台数等の把握
 - 恒久的な自転車等駐車スペースの確保
 - 駐車需要の変化への対応
3. 民間事業者による自転車駐車場の整備促進
 - 民間自転車駐車場整備事業補助金制度の見直し
 - 補助制度の周知・広報の強化
 - 民間事業者の事業環境の構築
4. 附置義務自転車駐車場の整備促進
 - 附置義務制度の見直し・用途の拡大
 - 附置義務自転車駐車場のチェック

4.2.1 駐車特性に応じた自転車駐車場整備の考え方

駅周辺の自転車等駐車需要は、主に鉄道利用の有無によって駐車特性が異なることから、各特性に応じた整備を行うことが必要です。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下、自転車法という）に基づき、鉄道利用者の駐車需要については、市、道路管理者及び民間駐車場事業者と鉄道事業者の協力関係のもとに、一般公共用駐車場を整備して対応することを基本とします。

鉄道を利用せず直接目的施設（勤務先、学校、商業・業務施設等）へ行く自転車等利用者の駐車需要については、目的施設の設置者が施設利用者及び従業員のための駐車場を自ら整備することを基本とします。

しかし、上記の原則に基づく整備では、駐車特性に応じた必要量を整備することが難しい状況（附置義務条例の対象とならない小規模な店舗や商店街等の施設での不足等）にあることから、市は民間事業者への補助等を通して、鉄道を利用しない駐車需要に対しての自転車駐車場の整備について支援していきます。

また、条例の用途拡大等により、附置義務自転車駐車場の整備を促進していきます。

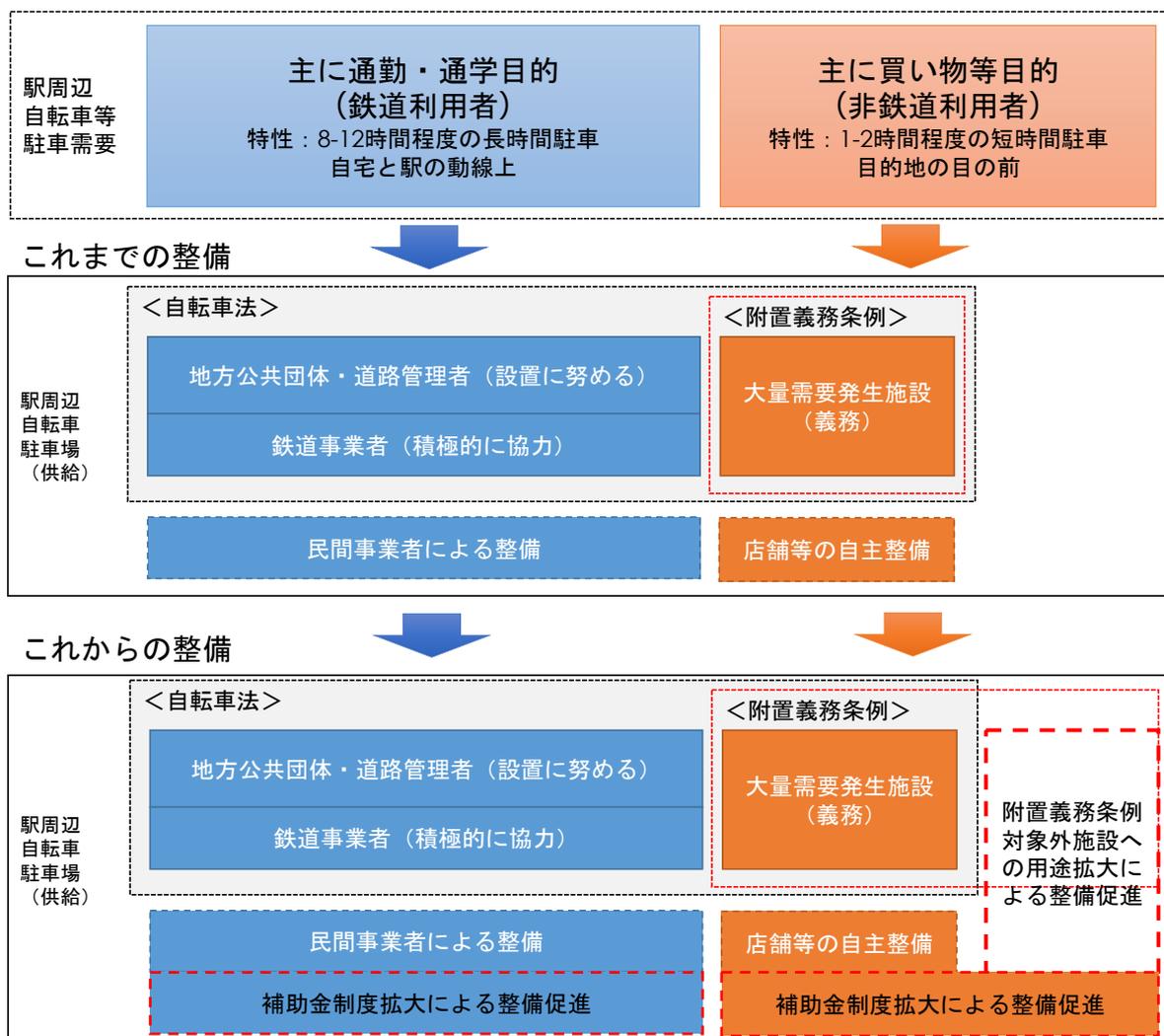


図 4-1 駐車需要の量と質への対応の考え方

(参考)各整備主体による他自治体の整備例

<民間事業者>

(参考：民間駐車場の一部を転用した自転車等駐車場の例（大阪市））

- ・大阪市浪速区日本橋周辺において、民間事業者が既存駐車場の一部を自転車駐車場へ転用している。
- ・日本橋でんでんタウン周辺における放置自転車の問題が深刻になっていることから、この駐輪場への転用にあわせて日本橋周辺の自転車駐車禁止区域を一部拡大している。



▲民間駐車場の一部を転用した駐輪場
出典：大阪市

出典：自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(第2版)平成 28 年 9 月国土交通省都市局街路交通施設課

<商店街>

(参考：商店街による駐輪スペース提供（茅ヶ崎市））

- ・神奈川県茅ヶ崎市では、茅ヶ崎駅より南側の商店街を中心に、商店街での買物客のために店舗等の軒先を利用し、これを無料自転車等駐車場として、16箇所の「のきさき駐輪場」を確保している。
- ・「のきさき駐輪場」は、自転車で利用しやすい便利な商店街を目指して、商店からのスペースの提供により設置されている。



▲のきさき駐輪場



※2時間まで利用可能(料金は無料)

No.	商店会	店舗名	住所	電話
1	ラチエン通り商店会	コープかながわ旭が丘店	旭が丘12-27	0467-85-0166
2	ラチエン通り商店会	江戸久	東海岸北5-10-42	0467-86-7070
3	ラチエン通り商店会	松が丘郵便局	松が丘1-1-74	0467-87-2208
4	ラチエン通り商店会	勝俣プロゴルフ	東海岸北5-15-63	0467-87-1721
5	サザン通り商店街	茶商 小林園	共恵2-1-40	0467-82-2716
6	サザン通り商店街	中南信用金庫茅ヶ崎支店	中海岸1-1-50	0467-87-2424
7	東海岸本通商店会	田中自転車	東海岸北2-3-32	0467-82-4362
8	東海岸本通商店会	マル二商店	東海岸北2-3-26	0467-82-2502
9	東海岸本通商店会	東海岸通り商店会駐車場	東海岸北1	
10	南本通り商店会	R's hair (アールズ・ヘア)	共恵1-4-17	0467-57-1116
11	浜見平商店会	ハマミ薬局	浜見平10-1-7	0467-86-5807
12	左富士通り商店街	左富士通り商店会駐車場	浜見平17-2	0467-86-6916
13	鶴が台名店街	協栄クリーニング	鶴が台10-2-105	0467-51-0414
14	鶴が台名店街	新湘南接骨院	鶴が台10-2-104	0467-55-1335
15	鶴が台名店街	加藤理容室	鶴が台10-6-102	0467-51-4452
16	鶴が台名店街	鶴が台名店街駐輪場	鶴が台10-2-102	0467-51-4452

※左富士通り商店会駐車場の連絡先はあるえっと美容室、鶴が台名店街駐輪場の連絡先は加藤理容室になっております。

▲のきさき駐輪場スペース提供店舗

出典：のきさき駐輪場・しょうれんレンタ号（茅ヶ崎市商店会連合会HP）

出典：自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(第2版)平成 28 年 9 月国土交通省都市局街路交通施設課

<鉄道事業者>

(参考：鉄道事業者、行政の連携による自転車等駐車場の整備（神戸市））

- ・阪神「岩屋駅」では、周辺の人口増加に伴い放置自転車が年々増加し、地元からもその対策を求められていた。
- ・そこで、行政と鉄道事業者との協働による放置自転車対策として、行政による自転車等放置禁止区域の指定及び区域内の放置自転車の撤去とともに、鉄道事業者による駐輪場の整備・管理運営を実施している。



▲阪神岩屋駅前自転車駐輪場

出典：神戸市記者発表資料、神戸市自転車利用環境総合計画

出典：自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(第2版)平成 28 年 9 月国土交通省都市局街路交通施設課

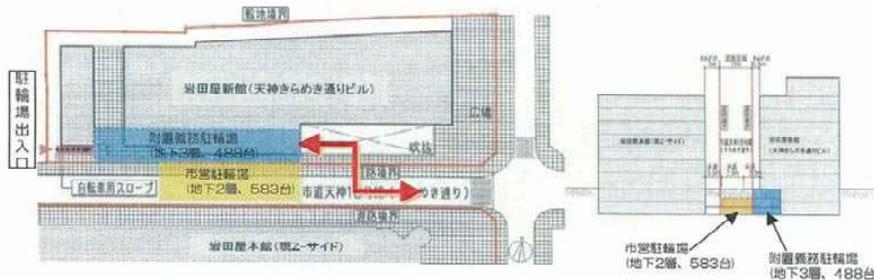
<大規模商業施設>

(参考：附置義務自転車等駐車場と公共自転車等駐車場の合築（福岡市）)

- ・商業ビルが集積する福岡市天神2丁目において、建設費削減効果などを総合的に勘案して、附置義務自転車等駐車場の整備を伴う大規模商業施設と、隣接する道路下を活用した官民合築による大規模地下自転車等駐車場(きらめき通り駐輪場：収容台数1,071台、うち附置義務488台、市営583台)が整備されている（平成16年3月より供用開始）。

[自転車等駐車場の特徴]

- ・市営と附置義務の自転車等駐車場の出入口を一括して大規模商業施設内に設置するなど、一元的に自転車等駐車場の管理・運営が行われている。
- ・地下3層構造でありながら各階で利用者通路が商業施設と直結し、地下街や地下鉄駅等へのアクセス利便性が極めて高い。



▲きらめき通り駐輪場（位置図、断面図）



▲きらめき通り駐輪場の駐輪状況



▲商業施設と直結した地下出入口



▲自動ドアゲート式の出入口

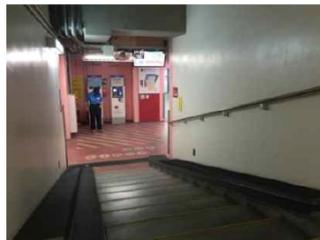
出典：福岡市提供資料

出典：自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(第2版)平成28年9月国土交通省都市局街路交通施設課

<地方公共団体>

(参考：民間再開発にあわせた自転車等駐車場の整備（武蔵野市）)

- ・JR三鷹駅前に民間再開発により建てられた地上28階と31階のツインタワーマンション「武蔵野タワーズ」の北棟地下1・2階を武蔵野市が区分所有し、収容台数1,500台の公共自転車駐車場を整備している。



出典：武蔵野市提供資料

出典：自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(第2版)平成28年9月国土交通省都市局街路交通施設課

4.2.2 市営自転車駐車場の整備・再配置

鉄道利用者の方向別駐車需要が不足しているエリアについては、市、道路管理者及び民間駐車場事業者と鉄道事業者の協力関係のもとに必要な整備を図っていきます。

鉄道利用者の方向別駐車需要が充足しているエリアについては、周辺の放置状況を鑑み、縮小等を検討していきます。

また、各施策の実施状況により、自転車等駐車需要が変化することも考えられるため、各関係機関と連携を図り、需要予測等を行い、適切に対応していきます。

【1】 駅からの方向別の需要台数等の把握

駐車の質を把握することは、自転車駐車場を確保すべき主体を明確にすることにもつながり、原因者負担・受益者負担の原則に基づき、関係者が一体となった取組を行う上での基本となることから、必要に応じて調査を実施します。

また駅全体の需要量だけに応じた整備ではなく、駅のエリア別に需給バランスを考慮した量を適切に配置することが必要であることから、エリアの利用者特性を十分考慮し、目的別に必要な量を整備することとします。

駐車需要は、主に駅勢圏人口と自転車分担率によって変化します。そのため、以下の状況等を随時確認します。

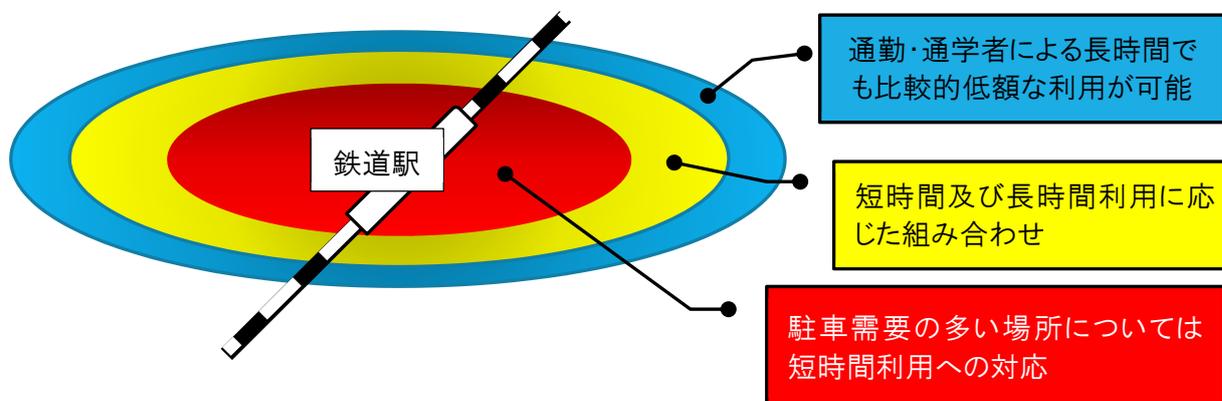
- 自転車利用に適した利用圏(駅からおよそ0.5~2kmの範囲)における急激な人口増減(開発計画等)、及び就業者数の増加(工場や学校等の設置)の可能性がある場合
- 駅周辺における再開発等で大量需要発生施設が設置される場合
- 快速や急行等が停車することになるなど、鉄道の利便性が変化した場合(隣接市の駅も含む)
- バス路線の新設、廃止等により駅へのアクセスの利便性が変化した場合

【2】 市営自転車駐車場の配置のあり方

駅周辺のうち、駅直近エリアには鉄道利用者だけでなく、様々な駐車需要が集中します。しかし、駅直近において新たな土地を確保し整備することが困難な状況にあることから、民間活力による、買い物等短時間駐車や鉄道利用者の一時利用を対象とした自転車駐車場の整備を中心とします。

駅から少し離れると買い物等需要が少なくなることから、主に鉄道利用者を対象とした定期利用中心の自転車駐車場を民間事業者と協力して確保していきます。

また、さらに離れた場所や民間事業者の参入が見込めなくなるエリア等において自転車駐車場を確保しなければならない場合は、市が中心となって整備を行っていきます。



4.2.3 民間事業者による自転車駐車場の整備促進

市が駅周辺に土地を確保するには多額の費用がかかることから、市が単独で整備するのが困難な状況にあります。

そのため、民間事業者による整備を促進するために、民間事業者への補助金制度の要件を緩和するなどの見直しを図ります。特に、短時間駐車需要に対応した自転車駐車場の整備が喫緊の課題となっていることを鑑み、これらに対応できる自転車駐車場の整備促進を図ります。

【1】 民間自転車駐車場整備事業補助金制度の見直し

① 規模の緩和

これまでの制度では、主に鉄道利用者に対応した自転車駐車場で一定規模(50台以上)の事業に対し、補助を行ってききましたが、より多様な需要に対応できるよう小規模自転車駐車場の整備を促進するために、補助要件を50台以上から20台以上に変更します。

② 除外要件の緩和

これまで、鉄道事業者、バス事業者及び当該事業者と関連する事業を営む事業者が設置するものについては、補助対象から除外していましたが、買い物等目的の短時間駐車場の放置自転車等の増加に伴い、これらに対応した自転車駐車場の整備が喫緊の課題となっています。したがって、短時間無料の自転車駐車場を整備する場合は、この除外規定を緩和し、補助対象とします。

③ 補助額の拡大

これまで、総事業費か構造に基づく算定額のいずれか低い方の3分の1を補助額としていましたが、より補助制度を活用してもらうために、条件を満たす場合、補助率を3分の1から2分の1へ拡大します。

④ 管理運営費の補助

これまで、管理運営費に対する補助は実施していませんでしたが、今後買い物等目的の短時間無料の自転車駐車場を整備促進するために、短時間無料自転車駐車場の整備台数に応じた管理運営費の補助を検討します。

松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱の改正案は、次ページを参照。

【2】 補助制度の周知・広報の強化

これまでの補助実績は、年間に1件程度となっており、自動車の駐車場と比べると民間事業者の参入が少ない状況にあります。そのため、補助制度の見直しとともに事業検討の可能性がある土地所有者や不動産業者、自転車駐車場事業者へ制度改正やメリット等の情報を提供していきます。

【3】 路上における自転車駐車場の設置

自転車等駐車需要が多い地域における放置防止対策のために、やむを得ず路上に自転車駐車場の設置が必要な場合は、歩行者等の安全を確保したうえで関係各所との協議のもと設置について検討を行います。

表 4-1 松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱 改正(案)

		現在	改正案
補助要件	用途	一般公共の用に供される自転車駐車場	変更なし
	立地	鉄道駅からおおむね 300m 以内の地域又はバス停留所からおおむね 200m 以内の地域で、市長が駐車場の整備が必要と認める地域	変更なし
	継続運営期間	平置式 5 年、立体自走式 7 年、立体機械式 10 年	変更なし
	規模	収容台数が自転車でおおむね 50 台(バイクについては、それぞれの 1 台を自転車 1.5 台として換算した台数とする。)以上であること。	収容台数が自転車でおおむね 20 台(バイクについては、それぞれの 1 台を自転車 1.5 台として換算した台数とする。)以上であること。
	除外	(1) 百貨店、スーパーマーケット、銀行及び遊技場等の事業者がその利用者及び従業員等のために設置するもの (2) 鉄道事業者、バス事業者及び当該事業者と関連する事業を営む事業者が設置するもの	(1) 百貨店、スーパーマーケット、銀行及び遊技場等の事業者がその利用者及び従業員等のために設置するもの (2) 鉄道事業者、バス事業者及び当該事業者と関連する事業を営む事業者が設置するもののうち、2 時間以上の無料利用を設定しないもの
	対象	駐車場の整備に係る経費のうち次の各号に掲げる経費とする。ただし、増設又は改修の場合にあっては、当該増設又は改修に係る部分に限るものとする。 (1) 調査、設計費 (2) 建築工事費 (3) 土木工事費 (4) 機械設置費	変更なし
設置費補助	補助額	いずれか低い方の 3 分の 1 の額。 ①総事業費－国・県補助金－他の公共団体からの補助金－民間補助金＝算定額 ②平置式 5 万円×収容台数＋立体自走地上式 10 万円×収容台数＋立体自走地下式 20 万円×収容台数＋立体機械式 25 万円×収容台数＝算定額	いずれか低い方の 3 分の 1 の額(2 時間以上無料を導入した場合は 2 分の 1 の額。ただし、鉄道事業者、バス事業者及び当該事業者と関連する事業を営む事業者が設置するものを除く)。 ①総事業費－国・県補助金－他の公共団体からの補助金－民間補助金＝算定額 ②平置式 5 万円×収容台数＋立体自走地上式 10 万円×収容台数＋立体自走地下式 20 万円×収容台数＋立体機械式 25 万円×収容台数＝算定額
	限度額	1,000 万円	変更なし
管理費補助	補助内容	なし	必要に応じて検討
	補助期間		変更なし

4.2.4 附置義務自転車駐車場の整備

松戸市においては、「小売店舗」、「銀行・信用金庫」及び「遊技場」の3業種以外について、現在のところ自転車駐車場の設置は義務付けられておらず、他の自治体と比較しても最低限をカバーしている状況です。

また、買い物等目的の短時間駐車による放置自転車等が多いことから、施設ごとに適切な量の自転車駐車場の整備がされておらず、学習塾や飲食店は、施設に自転車駐車場が設置されていないことが推察できます。特に、中高生向けの学習塾では自転車の利用率が極めて高いと考えられ、午後から夕方にかけて増加する傾向があります。

このようなことから、松戸市の実態に即した施設用途、必要附置義務台数について検討します。

【1】 附置義務条例の見直し

① 対象施設の用途拡大

松戸市においては、「小売店舗」、「銀行・信用金庫」及び「遊技場」の3業種以外については、現在のところ自転車駐車場の設置は義務付けられていません。そのため、自転車駐車場が設置されていない集客施設の周辺において、路上等に自転車等が放置されている光景が市内各所で少なからず見受けられます。

このことから、松戸市の実態に即した施設用途、必要附置義務台数について検討します。

【2】 附置義務自転車駐車場のチェック

附置義務条例の対象となる施設の設置を行う者に対して、自転車駐車場の動線が著しく困難でないかなど、建築確認申請の前のチェック段階で確認を行います。また、設置後についても現地での確認を行い、自転車駐車場としての利用が困難な施設については、指導を行います。

表 4-2 松戸市自転車駐車場附置義務条例 改正(案)

	現在	改正(案)
対象車種	規定なし	変更なし
対象区域	商業地域及び近隣商業地域	変更なし
設置場所	施設若しくは敷地内 または歩行距離 50m以内	変更なし
対象施設 及び規模	百貨店、スーパーマーケットその他の店舗 店舗面積 400㎡以上 20㎡毎に 1 台	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び 飲食店 (想定業種:百貨店、スーパーマーケット、その他の 小売店舗(レンタルビデオ店含む)、食堂、レストラ ン、喫茶店等の飲食店) 店舗面積 400㎡以上 20㎡毎に 1 台
	銀行その他の金融機関 店舗面積 500㎡以上 25㎡毎に 1 台	銀行その他の金融機関 (想定業種:銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同 組合) 店舗面積 500㎡以上 25㎡毎に 1 台
	遊技場 店舗面積 300㎡以上 15㎡毎に 1 台	遊技場及び娯楽施設 (想定業種:ぱちんこ屋、まあじゃん屋、映画館、カ ラオケボックス、ゲームセンター) 店舗面積 300㎡以上 15㎡毎に 1 台
		学習支援施設 (想定業種:専修学校、学習塾、予備校) 教室面積 400㎡以上 20㎡毎に 1 台
		スポーツ施設 (想定業種:スポーツクラブ、ボウリング場、ゴルフ練 習場、バッティング・テニス練習場) 店舗面積 300㎡以上 15㎡毎に 1 台
	医療機関 (想定業種:病院、診療所、療術業) 用途面積 400㎡以上 20㎡毎に 1 台	
大規模施設に 対する 緩和規定 検査等	それぞれの区分ごとに得た台数の合計 【5,000㎡未満】基準面積毎に1台 【5,000㎡以上】基準面積毎に1/2台	変更なし
罰則規定	立入検査、違反者への措置命令	変更なし
補助の有無	有(10万円以下若しくは3万円以下の罰金)	変更なし
その他備考	無	変更なし
	混合用途、増築に係る別途規定あり	変更なし

※対象施設や規模、店舗棟面積の範囲については、今後、詳細な調査と検討を踏まえ決定することとする。

4.3 市営自転車駐車場の運用効率化

背景と課題

- 駅からの距離、利用形態別(定期・一時)、設備の違いによって自転車駐車場の利用率が偏っており、自転車駐車場が有効活用されていません。
- 近年、原付一種(50cc 以下)が減少している一方、原付二種(50cc 超 125cc 以下)は増加しており、原付二種の駐車需要が高まっていますが、市営自転車駐車場では対象外となっています。また、国においても、自動二輪車の駐車対策について、自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進するようこの通達が発せられています。
- 市内には、無料制自転車駐車場が 10 か所あり、有料制と無料制が混在していることから、利用者間に不公平感が生まれています。また、安全面・防犯面に課題がある一方で、維持管理費等の財政負担の問題から設備投資等が行き届いていません。
- 空きのある自転車駐車場がある一方で周辺には放置自転車等が多くなっています。市営自転車駐車場は、主に鉄道利用の長時間駐車に対応しており、放置自転車等の多くを占める買い物等目的の短時間駐車に対応することができていません。そのため、これらの放置自転車等の利用者が駐車しやすい料金制度や配置が求められています。
- 既存の市営自転車駐車場は、老朽化が進んでいるところが多く、利便性の低下が顕在化しており、利用者の要望を満たす施設が少なくなっています。

方針と施策

市営自転車駐車場は、利便性の高い場所に需要が集中し、利用率に大きな偏りがあるため、多くの市営自転車駐車場に空きが生じています。そのため、適切な自転車駐車場の整備等のハード施策とともに市営自転車駐車場の有効活用を図ることを目的に、利用料金の見直し、既存施設の改善、受け入れ車種の拡大を行い、市営自転車駐車場の運用効率化を図っていきます。

1. 市営自転車駐車場の利用料金体系の見直し
 - 利便性(立地・設備等)に応じた利用料金とします。
 - 受益者負担に応じた利用料金とします。(無料制の廃止)
 - 買い物等利用者に対応した短時間無料制を導入します。
 - 近隣市の料金制度を考慮した料金体系とします。
 - 民間事業者の参入しやすい料金体系を検討します。
 - 定期・一時利用枠のバランスを再編します。
 - 老朽化した設備や施設の改善を図り、利便性を高めます。
 - 利用者のニーズの高い施設へと改善を図ります。
2. 受け入れ車種の拡大
 - 原付二種の受け入れを拡大します。

4.3.1 市営自転車駐車場の利用料金体系の見直し

自転車駐車場の有効活用につながる料金設定を実現するため、現状の利用率の偏りを分析し、利用率に大きな影響を与える要素を考慮し、利便性に応じた料金設定を検討します。

適正で公平な料金設定を実現するため、受益者負担の原則に基づく料金設定とし、利用者間の不公平感及び財政負担の軽減を図ります。

放置自転車の原因となっている買い物等短時間駐車に対応した料金制度の導入を検討します。

また、料金設定の見直しにあたっては、近隣自治体や民間事業者の相場を考慮します。

【1】 料金体系の見直し

① 受益者負担に応じた料金の設定

受益者負担とは、特定の公共事業に必要な費用を、その事業によって利益を受ける者に負担していただくことです。

松戸市では、平成9年より自転車駐車場を有料化し、受益者負担をいただいているところですが、現在の利用料金は、大規模改修費を除くランニングコストのみを賄っている状況となっています。

料金体系の見直しにおいて自転車駐車場利用者に求める受益者負担には、ライフサイクルコスト全体を含めることが必要であると考えます。

ただし、イニシャルコスト(建設費・用地費)は、市民の税負担により捻出されていることから、全利用者へ適用する標準料金からは除外し、市民以外の利用者については、その財産を借り受ける考え方とすることでイニシャルコスト分を割増しすることとします。そのため、「市民」と「市民以外」では異なる料金設定となります(※松戸市に在勤、在学している人については、市民料金を適用することとします)。

ランニングコスト(維持管理費・大規模改修費)は、すべての利用者に応分の負担をしていただくこととします。

表 4-3 各費用の利用者区分別(市民、市民以外)の利用料金への反映について

利用者区分	イニシャルコスト		ランニングコスト	
	1-①用地費	1-②建設費	2.維持管理費	3.大規模改修費
市民	—	—	○	○
市民以外	○	○	○	○

＜自転車駐車場整備及び管理運営に関するコストに関する考え方＞

公共施設の更新等に関する考え方は、60年で建て替え、(30年で大規模改修)となっており、以下の図のように60年のライフサイクルコストで自転車駐車場整備及び管理運営に関するコストを試算します。

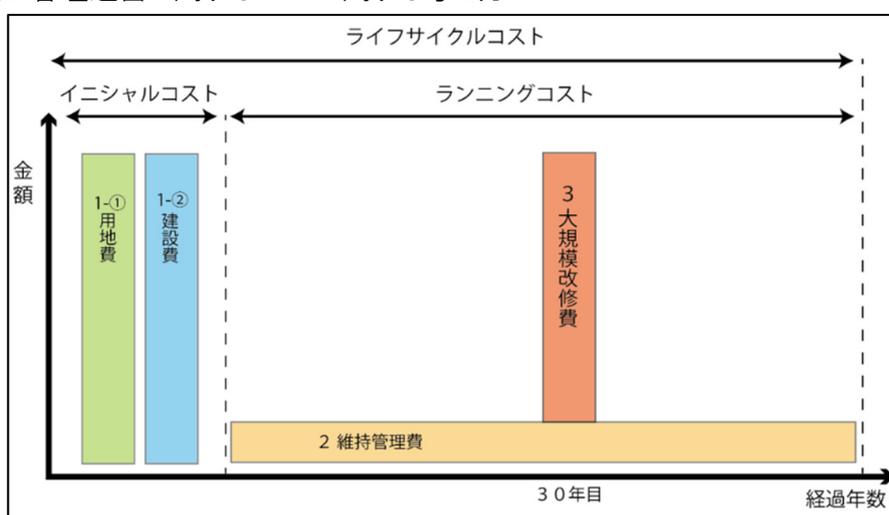


図 4-3 自転車駐車場整備及び管理運営に必要な費用のイメージ図

② 利便性に応じた料金設定

定期利用の料金について、駅の特性や駅等の目的地からの距離等の立地特性、屋根の有無や階層、その他施設の設備等に応じた格差を設定します。料金格差の設定により、全体的な利用促進とともに、需要が分散されることによる自転車駐車場間の利用率の平準化を図り、自転車駐車場の有効活用につなげます。

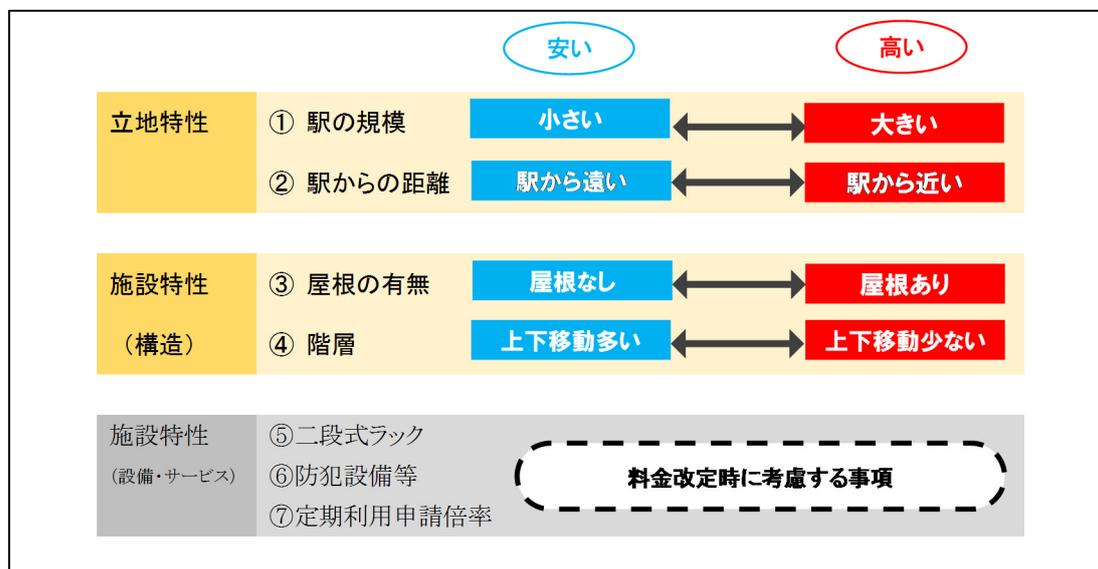


図 4-4 利用料金を決定する要素と格差設定のイメージ

ア. 駅の特性(規模)

周辺の路線価、自転車等乗入台数等から駅を4区分に分類し、自転車等需要が多い場所や土地の価格に応じた係数を設定します。

イ. 距離別

駅からの距離別の自転車駐車場の利用率実績を見ると、現行の駅からの距離別料金設定(駅から200m以内か否か)においても利用率に大きな差が出ています。したがって、より細かい(100m毎に区分)係数を設定します。

ウ. 屋根の有無

利用者へのアンケート調査の結果、屋根の有無による利用料金の差を望む意見が49%と高いことが分かっています。また、屋根の有無別利用率実績を見ると、現行の料金体系においても利用率に差が生じています。したがって、屋根有りや屋根無しについても現在より格差のある係数を設定します。

エ. 階層

現在の料金体系では、階層別の料金格差は設けていないため、利便性の高い下層階に利用が集中する状況となっています。したがって、階層別の利用料金格差についても導入を検討します。

また、自転車の大型化や身体上の理由により、1階のみの利用を希望する方が多くいるため、「1階」と「2階以上」の2区分に分けて検討を行います。

オ. その他の項目

二段式ラックについては、上段でも軽く持ち上げることのできる、誰にでも使いやすいラックの整備等により、上段・下段の格差を設ける必要のない環境整備を目指します。

防犯設備については、防犯カメラの有無、管理人の有無、照明設備等が考えられますが、これらの設備・サービスによる料金格差を付けている事例は全国的に見ても稀となっています。また、利用者へのアンケート調査からも、防犯設備等による利用料金の差を望む意見が少なかったことから、今後の考慮事項といたします。

なお、定期利用申請倍率等も今後考慮する事項といたします。

＜利用者の要望＞

自転車駐車場利用者アンケート調査結果で「駐車場の利用料金に違い(差)を付けるとしたら、どの項目で付けてほしいですか？（上位2つまで）」という問いに対して、「①駐車場から駅までの距離」との回答が57%と最も多く、次いで「②屋根の有・無」が49%、「③置場の階層別」が27%でした。

表 4-4 利用料金に違いをつけてほしい項目
(平成26年実施 自転車駐車場利用者アンケート調査結果から)

料金格差を付ける項目について（複数回答2つまで）	有料自転車駐車場							有料小計	
	松戸駅東口	松戸駅東口高架下	松戸駅西口公園下	松戸駅西口高架下	松戸駅西口第2	松戸駅西口第3	松戸駅西口第4		
①駐輪場から駅までの距離	51%	72%	50%	58%	93%	58%	80%	57%	すでに導入済み
②屋根の有・無	46%	38%	50%	53%	36%	61%	68%	49%	
③置場の階層別	40%	26%	17%	41%	14%	13%	16%	27%	今後の検討項目
④二段式ラックの上段・下段	21%	10%	27%	10%	7%	8%	12%	19%	
⑤駅の規模・利便性	6%	10%	8%	6%	7%	13%	12%	8%	
⑥その他	2%	8%	5%	3%	0%	2%	0%	4%	

カ. 車種別

車種別の駐車スペースに応じて係数を設定します。

現行、原付一種(50cc以下)の料金設定は、自転車の1.47倍～1.76倍とばらついているため、一律1.5倍に設定します。

また、受入拡大を検討している原付二種についても、原付一種と大きさがほとんど変わらないことから、原付一種の利用料金を適用します。

キ. 学生割引

現行の割引率は29%～38%とばらついているため、一律約30%の割引率を設定することとします。

(平成27年5月現在、定期利用者のうち学生が占める割合は全体の14%を占めています。)

ク. 定期と一時利用の料金のバランス

一般的な定期利用が平日のみ(月に21日程度)であり、そのうち雨天時等を除くと15～20日分程度の利用となります。そのため、一時利用料金が定期利用料金の月額と同等(15～20日分程度)となるように設定します。

なお、料金決済の際の手間を考慮して、なるべく硬貨の枚数が少ない設定とします。

③ 無料自転車駐車場のあり方

無料自転車駐車場については、受益者負担の観点や防犯面から、廃止又は有料施設へのリニューアルを検討していきます。

④ 近隣市及び民間事業者の料金相場を考慮した料金体系

現状の松戸市営自転車駐車場の月額料金幅は、近隣市や市内の民営事業者と比べると、狭くなっています。特に、民間事業者の多い駅や近隣市と隣接している駅等では、他の自転車駐車場の料金体系によって利用率に大きな影響を与える可能性があります。

そのため、各駅の整備状況や料金相場を考慮して、市営自転車駐車場の利用料金を検討します。

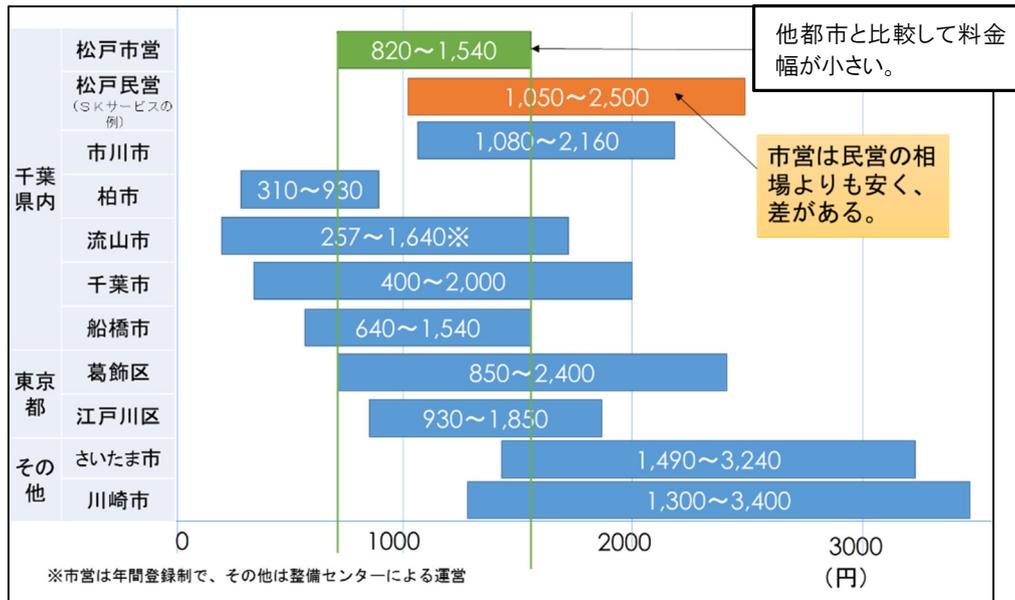


図 4-5 近隣自治体における公営自転車駐車場の月額利用料金(平成 27 年 8 月現在)

【2】 買い物等目的の利用者を対象にした時間制課金による短時間無料制度の導入

一部の市営自転車駐車場には、利用率に余裕があります。一方で、市営自転車駐車場周辺では、買い物等利用者による放置自転車の増加が課題となっています。

そのような状況を踏まえて、市営自転車駐車場の有効活用策の一環として、買い物等利用者の受け入れを検討します。また、受け入れに際しては、買い物等利用者の特性に留意した料金を設定することとします。

買い物等目的による自転車等の放置には、以下のような特性があります。

- 放置者のほとんど(約 90%)が鉄道を利用しない買い物等目的であり、約 70%が 2 時間以内の短時間駐車である。
- 放置する理由として、「近くに駐車場がない」、「短時間の駐車だから」という人が多い。

上記のように、買い物等利用者は、短時間のみ駐車したいという意識を持っていることが明らかになっています。また、駐輪料金を負担したくないとの理由により放置をしている利用者が多くいることも明らかになっています。

また、「4.2.3 民間事業者による自転車駐車場の整備促進」にもあるように、民間自転車駐車場において短時間無料制の駐車スペースの拡大を促す制度を検討しています。

そこで、市営自転車駐車場においても、買い物等利用者の特性を踏まえて、短時間無料制の導入を検討します(ただし、市営自転車駐車場内の指定された場所のみ)。

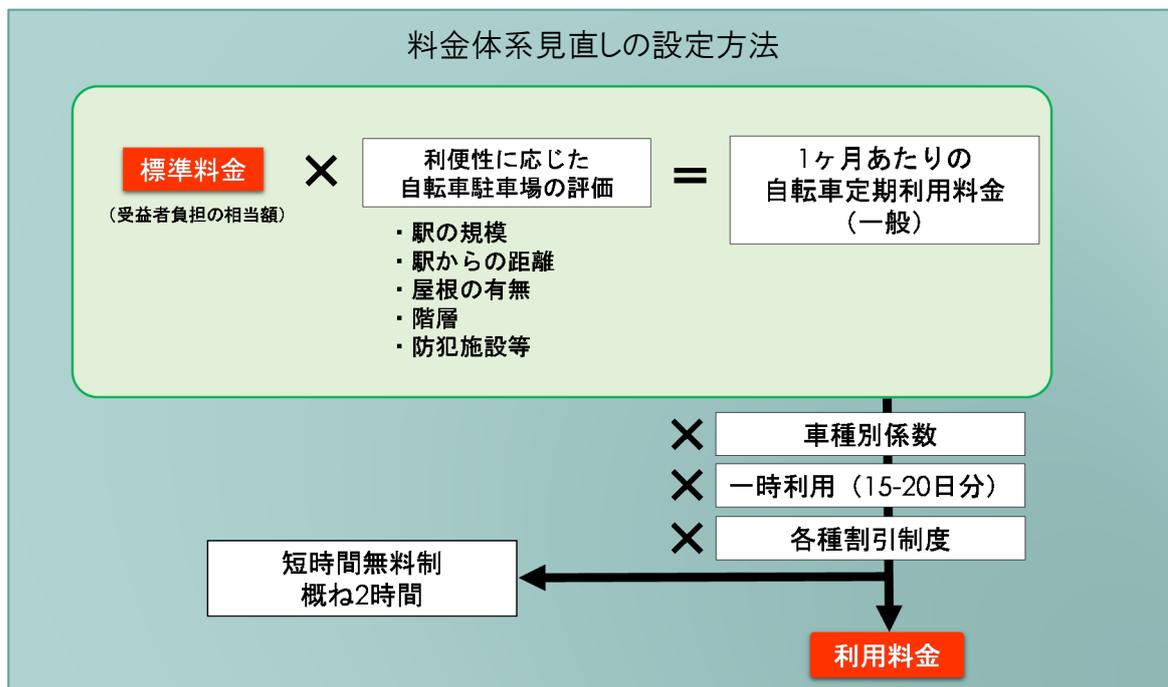


図 4-6 利用料金見直しのまとめ

※利用料金見直しの必要性は高く、短期的に進めていくべき施策でもありますが、効果を最大限発揮させるために、管理体制の検討、機械管理に必要な設備投資の準備等、実施前に検討を要する事項があります。

そのため、利用料金見直しによる効果が最大限発揮される環境が整った段階で、利用料金見直しの施行を行うこととします。

【3】 既存市営自転車駐車場の施設改善

市営自転車駐車場の多くが、設置から 20 年以上経過しており、設備等の老朽化が進んでいます。また、設備が古いことで使いにくくなり、利用率が悪化しているケースも考えられるため、利用者が求める設備・サービスに応じて、施設の改善を図っていきます。

施設の利便性が、料金体系の見直しにも影響することから、料金格差とのバランスを考慮した施設改善を図り、利用者が公平に利用できるよう努めます。

また、短時間無料導入にあたっては、機械化が前提となるため機械化の促進を図り、運営の効率化を図っていきます。

① 老朽化した施設の修繕

定期的に自転車駐車場の点検を行い、補修が必要な自転車駐車場については、順次修繕を行います。また、今後設置する自転車駐車場についても計画的、効率的に管理することとします。

② 施設の利便性・防犯性向上

ア. 使いやすいラックやサイクルコンベアの導入検討

需要が見込まれ、旧式の二段式ラックが設置されている場所においては、上段の利用を敬遠されないよう、ラックの更新を検討していきます。

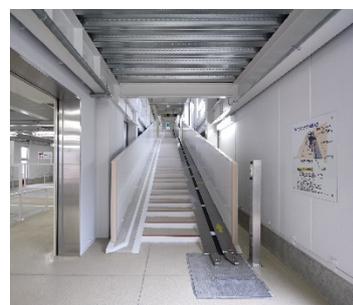
また、階層式施設では上下移動が発生するため、その利用者負担を軽減するためにサイクルコンベアの導入を検討していきます。



取り出しやすいラック



上段でも操作しやすいラック



サイクルコンベア

イ. 施設の防犯性向上

照明設備の LED 化や防犯カメラの設置、常駐又は巡回による管理員の配置により、場内の防犯性向上に努めます。

③ 機械による入出庫管理設備の導入推進

機械による入出庫管理設備を導入することで、短時間無料制の時間制課金を容易に運用することができるため、必要に応じて機械化を推進し、管理運営の効率化を図ります。



電磁ロック式



ゲート式

④ 利用者の求める設備の導入検討

ア. 電子マネー等の導入検討

機械による入出庫管理設備が導入された自転車駐車場において、電子マネー等を利用した決済の導入を検討します。

イ. 満空情報等の提供

定期利用の契約状況等は、該当する自転車駐車場やホームページ等で確認できますが、一時利用の満空情報は常に状況が変化することから、機械化された自転車駐車場においては、満空情報等の案内を掲出するなどして情報提供をできるように設置を検討します。

4.3.2 利用車種（原付二種）の受け入れ拡大

近年、原付一種（50cc 以下）が減少している一方、原付二種（50cc 超 125cc 以下）は増加しており、原付二種の駐車需要が高まっていますが、市営自転車駐車場では対象外となっています。また、国においても、自動二輪車の駐車対策について、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れを積極的に推進するようとの通達が発せられています。

そのため、現在原付一種の受け入れを行っている自転車駐車場を中心に原付二種の受け入れ拡大を行い、設備等が整った自転車駐車場から順次拡大していきます。

【1】 受け入れ車種の拡大

① 既存施設における受け入れ拡大

既に原付一種を受け入れている施設については、設備等の増設を必要としないため、早期に対応することとします。

② 受け入れ施設の拡大

設備等の増設が伴わない上記の施設のみの拡大では、全ての駅で対応することができないため、必要性の高い駅を見極めた上で、対応可能な施設を増やしていきます。

表 4-5 「自動二輪車の駐車対策について(通知)」(平成23年5月12日 国都街発第11号)

(抜粋)～自転車駐車場における自動二輪車の受け入れを積極的に推進していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。特に、125cc までの自動二輪車については、比較的需要が高く、駐車場が不足している状況です。125cc までの自動二輪車の駐車施設については、平成 22 年 9 月末時点において 26 都市、319 箇所の自転車駐車場において 約 47,000 台分が確保されている実績があり、積極的に自転車駐車場の管理条例の改正等による対応を推進して頂きますようお願いいたします。～

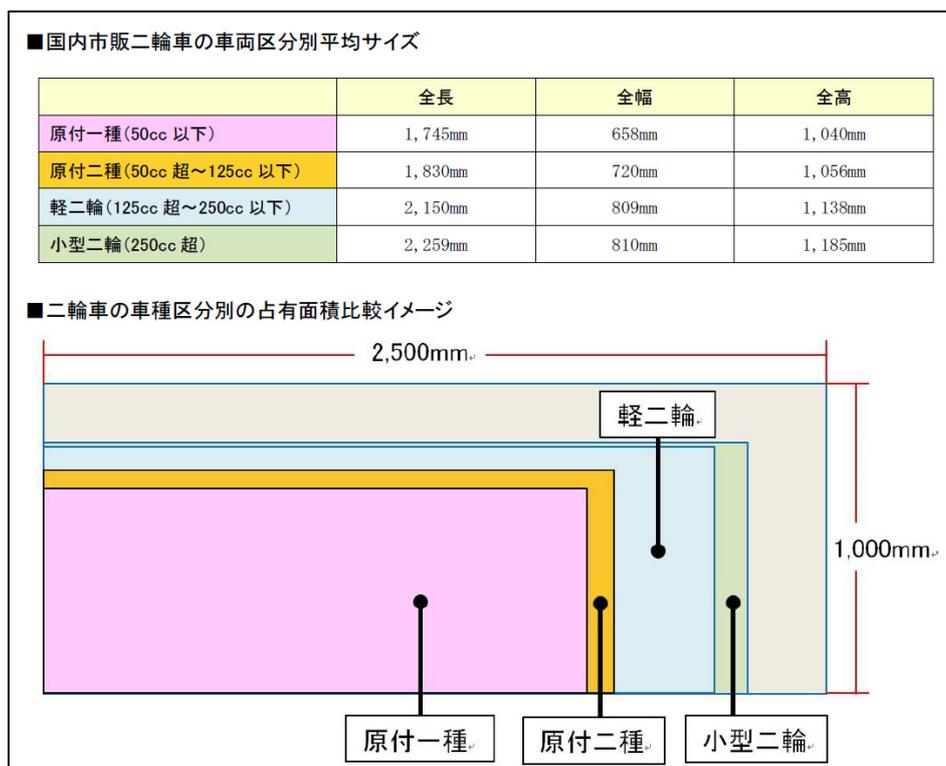


図 4-7 二輪車の車両区分別サイズ

(出典:自治体の二輪車駐車場・事例集 2011 年 1 月 日本自動車工業会)

4.4 放置防止対策

背景と課題

- 12 時以降、時間が経つにつれて、放置自転車等が増える傾向にあり、日中の放置者の利用目的は、通勤・通学目的が 4%、買物その他の目的が 96%となっています。また、鉄道を利用しない人が 90%となっています。
- 放置者の多く(約 80%)は、放置禁止区域を知っており、周辺に自転車駐車場があることを知っています。
- 放置防止指導員のいない休日や平日の夕方に放置自転車等が増加しています。
- 休日において平日より放置が急増する放置箇所は、平日に放置防止指導員が監視している駅周辺路が多くなっています。
- 休日は、自転車駐車場の空きが多いため、誘導する必要があります。
- 現在の放置防止指導員は、放置をさせないように注意、監視することが中心となっています。

方針と施策

1. 広報・啓発の強化
 - 自転車駐車場 MAP の作成・配布・看板設置を推進します。
 - ホームページ等での広報を推進します。
 - 自転車等の適正駐車に関する広報に努めます。
 - 放置防止指導員による案内の充実を図ります。
 - 放置防止指導員の配置時間や配置数の拡大等を検討します。
2. 放置自転車等の撤去
 - 土日・祝日、夕方の撤去を検討します。

4.4.1 広報・啓発の強化

放置者の半数以上は、最寄りの自転車駐車場の位置や放置禁止区域を認識していますが、まだ認識していない利用者も多いため、自転車駐車場の位置及び一時利用の有無や空き状況、利用料金や短時間無料が可能かどうかなど利用者の求める情報を提供していくことが必要となっています。

そのため、利用者の求める情報を適切な方法で提供していきます。

【1】 自転車駐車場への誘導促進

① 放置自転車防止指導員から‘誘導員’へ

これまでは放置させない監視が主な業務となっていました。今後は自転車駐車場への誘導を主目的として、放置しようとしている人に対しては、「放置しないでください」というような注意から、「自転車駐車場の場所を知っていますか」というような、コミュニケーションを基本とした放置防止活動を展開していきます。



図 4-8 ‘誘導員’のイメージ

② 放置自転車防止指導員の配置時間の検討

これまでの取り組みにおいて、放置自転車防止指導員による抑止力が効果を発していることから、より効果を出すために、放置自転車等の多い夕方以降への配置時間の拡大や休日での配置拡大を検討していきます。

また現在の配置時間が 10 時 30 分もしくは 17 時までとなっており、その後放置自転車等が多くなる傾向があるため、配置時間の延長等を検討していきます。

③ 自転車駐車場MAPの作成・配布・看板設置

放置者の中には、自転車駐車場が近くにあることを知らなかったり、放置禁止区域であることを知らないために放置しているケースもあることから、利用者が望む情報(位置、一時利用可能有無、空き情報、利用料金等)を的確に示した自転車駐車場MAPを作成し、関係者と協力してパンフレットとして配布したり、放置の多い場所に看板等を設置して、広報していきます。

下記の事例では、自転車駐車場マップの情報として、一時利用可能かどうか、また料金はいくらか、駅から徒歩何分かなど利用者のニーズに合った情報を明示しています。



(参考) 駅前広場の路上変圧器にペイントした自転車駐車場MAP (大田区)

(参考) 蒲田駅周辺の自転車駐車場MAP (大田区)

図 4-9 自転車駐車場マップの例

④ PRの充実

チラシ類、ホームページ等を充実させ、自転車駐車場の場所、利用方法についてわかりやすく案内します。

また、現行の放置自転車防止指導員について、これまでの指導から、コミュニケーションによる自転車駐車場への案内を行います。

【2】 自転車の適正駐車に関する広報・啓発

放置自転車等が与える悪影響(歩行者の通行環境阻害、自動車や緊急車両の通行障害、点字ブロックを塞ぐなど)をよく認識してもらうことで、自転車の適正な駐車を促していきます。

駐車に関するルールやマナーの周知徹底を関係機関と協力して、広報していくことに努めます。

4.4.2 放置自転車等の撤去

周辺の自転車駐車場への誘導や放置禁止区域の周知徹底のために、放置自転車防止指導員を配置していても、いたちごっことなってしまい、放置自転車等を0にすることは難しい状況にあります。また、これまでも撤去による規制により、放置自転車等の削減に寄与してきた状況があります。

したがって、他の施策を実施した上で放置自転車等がなくなる場合の最終手段として撤去を行い、特に放置自転車等の多い時間帯での実施を増やしていきます。

【1】 土日・祝日、夕方の撤去

土日や祝日等、放置自転車防止指導員がいない場所や撤去されるリスクが少なくなる夕方以降において放置自転車等が増加する傾向にあることから、これらの時間帯についても撤去を検討していきます。

また、撤去した自転車等に盗難自転車等が含まれていることも多く、撤去に関するトラブルも多いことから、所轄警察との連携を図り、トラブル防止及び円滑な返還を促すことに努めます。

4.5 課題解決のための各種施策

4.2 自転車駐車場の整備	4.2.1	駐車特性に応じた自転車駐車場整備の考え方	
	4.2.2	市営自転車駐車場の整備・再配置	【1】駅からの方向別の需要台数等の把握
			【2】市営自転車駐車場の配置のあり方
	4.2.3	民間事業者による自転車駐車場の整備促進	【1】民間自転車駐車場整備事業補助金制度の見直し
			【2】補助制度の周知・広報の強化
【3】路上における自転車駐車場の設置			
4.2.4	附置義務自転車駐車場の整備	【1】附置義務条例の見直し	
		【2】附置義務自転車駐車場のチェック	
4.3 市営自転車駐車場の運用効率化	4.3.1	市営自転車駐車場の利用料金体系の見直し	【1】料金体系の見直し
			【2】買い物等目的の利用者を対象にした時間制課金による短時間無料制度の導入
			【3】既存市営自転車駐車場の施設改善
4.3.2	利用車種(原付二種)の受け入れ拡大	【1】受け入れ車種の拡大	
4.4 放置防止対策	4.4.1	広報・啓発の強化	【1】自転車駐車場の誘導促進
			【2】自転車等の適正駐車に関する広報・啓発
	4.4.2	放置自転車等の撤去	【1】土日・祝日、夕方の撤去

5. 計画推進体制

5.1 関係者の役割分担

5.1.1 役割分担の考え方

放置自転車等を減少させるための各施策を推進していくには、自転車利用に関わる関係者の主体的な活動及び関係者相互の連携・協力が不可欠です。

ここでは、本計画に関わる関係者とその基本的な役割を示します。



図 5-1 関係者の役割分担のイメージ

5.1.2 関係者の役割

【1】 市

市は、本計画をもとに、良好な歩行空間を確保するため、関係者と連携を図り、自転車等利用者の利便に寄与する環境を整備するとともに、放置防止対策に係る施策を推進します。

自転車等利用者に対して、放置対策について積極的に広報・啓発活動を行います。

<自転車法>(抜粋・要旨)

■第5条第1項 地方公共団体又は道路管理者は、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

■第5条第4項 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

<松戸市自転車の放置防止に関する条例>(抜粋・要旨)

■第4条 市は、自転車の放置を防止するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

■第14条 市長は、自転車の放置防止に関してこの条例をより強力に推進するため警察及び道路管理者その他の関係機関と協議協力し、必要な施策の実施に努めるものとする。

【2】 警察

本計画に基づき、市が実施する放置対策や自転車駐車場への誘導等の啓発活動に積極的に協力することとします。

放置自転車等の返還を促すため、より速やかな防犯登録の照会に努めることとします。

【3】 鉄道事業者

鉄道事業者は自転車法及び市条例の趣旨に則し、市が自転車駐車を設置しようとするときは積極的に協力するとともに、本計画に基づき、市との協力体制の強化に努めることとします。

<自転車法>(抜粋・要旨)

■第5条第2項 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における自転車等駐車の設置が円滑に行われるように、地方公共団体との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体から自転車等駐車の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車を設置する場合は、この限りでない。

<松戸市自転車の放置防止に関する条例>(抜粋・要旨)

■第5条 鉄道事業者は、利用者のため自転車駐車を設置するよう努めなければならない。
2 鉄道事業者は、市が自転車駐車を設置するときは、その用地の提供に努めるとともに市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

【4】 商店会等

本計画による自転車等の放置防止対策を推進するため、市や関係機関と協力することとします。
市や関係機関と調整し、買い物等利用者のための自転車駐車を設置するように努めることとします。

【5】 町会・自治会

本計画による自転車等の放置防止対策を推進するため、市や関係機関と協力することとします。
各関係者が実施する放置防止対策等について、周知等の協力を積極的に行うこととします。

【6】 交通安全協会・社会福祉協議会・消費者の会等

本計画による自転車等の放置防止対策を推進するため、市や関係機関と協力することとします。
各関係者が実施する放置防止対策等について、周知等の協力を積極的に行うこととします。

【7】 その他

本章以外による関係機関等の協力が必要となった場合、必要な協力を求め、本計画の推進に努めることとします。

【8】 自転車等利用者

自転車利用にあたり本計画や、自転車法及び市条例の趣旨に則し、自転車等の放置防止に努めることとします。

ルールとマナーを遵守し、安全な利用に努めることとします。

<自転車法>(抜粋・要旨)

第12条

■自転車の利用者は、道路交通法 その他の法令を遵守する等により、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、自転車の安全な利用に努めなければならない。

■自転車等利用者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

■自転車利用者は、その利用する自転車について、防犯登録を受けなければならない。

<松戸市自転車の放置防止に関する条例>(抜粋・要旨)

■第9条 自転車の利用者は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

5.2 スケジュール

5.2.1 スケジュールの考え方

各施策を短期・中期・長期にわけ、PLAN(計画)、DO(実施・実行)、CHECK(検証・評価)、ACT(改善・見直し)のサイクルで実施していきます。

また、各施策の実施、検証、見直し等に際しては、松戸市自転車等駐車対策協議会を必要に応じて開催し、継続的に活動を続けます。

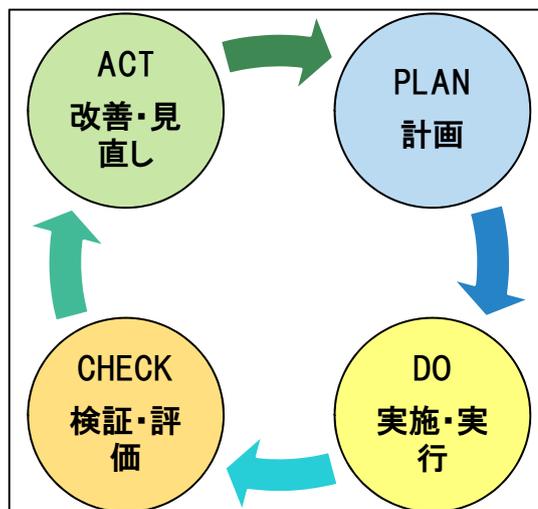


図 5-2 PDCA サイクル

「4-3-1 市営自転車駐車場の利用料金体系の見直し」については、その必要性が高いため、短期的に進めていくべき施策でもありますが、効果を最大限発揮させるために、実施前に検討を要する事項があります。

また、利用料金見直しによる効果を見込むためには、他の施策の推進も重要となります。

したがって、料金体系の導入時期等については他の施策のスケジュールやその効果を判断して長期的に検討していくこととします。

利用料金見直しによる効果が最大限発揮される環境が整った段階で利用料金見直しの施行を行うこととします。

5.2.2 各施策のスケジュール目標

平成 29 年 4 月

			短期 おおむね 3 年後	中期 おおむね 3～10 年後	長期 おおむね 10 年後以降	
4.2 自転車駐車場の整備	4.2.1	駐車特性に応じた自転車駐車場整備の考え方				
	4.2.2	市営自転車駐車場の整備・再配置	【1】駅からの方向別の需要台数等の把握	(運用基本計画の他の施策の進捗に応じて実行)		
			【2】市営自転車駐車場の配置のあり方			
	4.2.3	民間事業者による自転車駐車場の整備促進	【1】民間自転車駐車場整備事業補助金制度の見直し			
			【2】補助制度の周知・広報の強化			
			【3】路上における自転車等駐車場の設置	(個別の案件について速やかに実行)		
4.2.4	附置義務自転車駐車場の整備	【1】附置義務条例の見直し				
		【2】附置義務自転車駐車場のチェック				
4.3 市営自転車駐車場の運用効率化	4.3.1	市営自転車駐車場の利用料金体系の見直し	【1】料金体系の見直し			
			【2】買い物等目的の利用者を対象にした時間制課金による短時間無料制度の導入			
			【3】既存市営自転車駐車場の施設改善			
	4.3.2	利用車種(原付二種)の受け入れ拡大	【1】受け入れ車種の拡大			
4.4 放置防止対策	4.4.1	広報・啓発の強化	【1】自転車駐車場への誘導促進			
			【2】自転車の適正駐車に関する広報・啓発			
	4.4.2	放置自転車等の撤去	【1】土日・祝日、夕方の撤去			

6. 資料編

6.1 関連法規

6.1.1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和五十五年十一月二十五日法律第八十七号)
最終改正:平成五年一二月二二日法律第九七号

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。

三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

四 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例

で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができる。

5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。)の撤去等に努めるものとする。

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

(総合計画)

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄道事業者」という。)の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者(第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第十四条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年一二月二二日法律第九七号）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第十二条三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

6.1.2 松戸市自転車駐車場条例

平成 8 年 9 月 26 日
松戸市条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、駅周辺の自転車の駐車秩序の確立を図るとともに、自転車の利用者の利便の増進に寄与するため、駐車場を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、規則で定める。

(駐車場に駐車することができる自転車)

第 3 条 駐車場に駐車することができる自転車は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車で、防犯登録を受けているもの

(2) 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車

(駐車場の使用区分)

第 4 条 駐車場の使用区分は、次のとおりとする。

(1) 定期使用 次条第 1 項の許可に基づき定期的に使用することをいう。

(2) 一時使用 規則で定める時間帯に一時的に使用することをいう。

(使用許可)

第 5 条 駐車場を定期使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、一時使用にあつては、次条に定めるところにより使用料を納付することにより使用することができる。

2 前項の許可の有効期間は、許可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該年度の末日までとする。

(使用料)

第 6 条 駐車場を使用する者は、規則で定めるところにより、別表に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、一時使用については、当該使用料に相当する回数券の使用をもって使用料の納付に代えることができる。

2 前項の回数券の種類及び料金は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第 9 条 市長は、駐車場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項の許可を取り消し、若しくは駐車場の使用を拒否し、又は当該自転車を移送し、保管することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 松戸市自転車の放置防止に関する条例(昭和 58 年松戸市条例第 44 号)第 11 条及び第 13 条の規定は、前項の規定により自転車を移送し、保管する場合について準用する。

(指定管理者による管理)

第 10 条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。この場合において第 8 条ただし書及び第 9 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 11 条 駐車場の供用時間その他指定管理者が行う管理の基準は、市長が別に定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 12 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 5 条第 1 項ただし書の一時使用の許可及び第 6 条の使用料の徴収に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理(市長が定めるものを除く。)に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

(施行日前の使用許可)

2 市長は、施行日前においても、第 6 条第 1 項の定期使用の許可の例により、駐車場の定期使用を許可し、当該使用料を徴収することができる。この場合において、当該許可の手続等については、市長が定める。

附 則(平成 9 年 12 月 22 日松戸市条例第 19 号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の松戸市自転車駐車場条例別表の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以後の定期使用に係る使用料について適用し、同日前までの定期使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日松戸市条例第 25 号)

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 24 日松戸市条例第 38 号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の松戸市自転車駐車場条例の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後の定期使用に係る使用料について適用し、同日前までの定期使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日松戸市条例第 12 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の指定管理者の指定手続等)

4 市長又は松戸市教育委員会は、施行日前においても、第 1 条の規定による改正後の松戸市文化会館条例第 17 条から第 19 条までの規定、第 2 条の規定による改正後の松戸市市民センター条例第 19 条から第 21 条までの規定、第 4 条の規定による改正後の松戸市スポーツ施設条例第 20 条から第 22 条までの規定、第 5 条の規定による改正後の松戸市勤労会館条例第 19 条から第 21 条までの規定、第 8 条の規定による改正後の松戸市民劇場条例第 18 条から第 20 条までの規定、第 10 条の規定による改正後の松戸市青年館設置及び管理に関する条例第 6 条から第 8 条までの規定、第 16 条の規定による改正後の松戸市生きがい福祉センター条例第 9 条から第 11 条までの規定及び第 18 条の規定による改正後の松戸市自転車駐車場条例第 10 条から第 12 条までの規定の例により、指定管理者の指定の手続その他の行為を行うことができる。

附 則(平成 18 年 7 月 11 日松戸市条例第 24 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 24 日松戸市条例第 34 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表(第 6 条関係)

駐車場使用料

区分			最寄りの駅からの距離 が 200 メートル以内の 駐車場		最寄りの駅からの距離 が 200 メートルを超え る駐車場	
			屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし
定期使用 (月額)	自転車	一般	1,540 円	1,020 円	1,230 円	820 円
		高校生以下	1,020 円	720 円	820 円	510 円
	原動機付自転車		2,260 円	1,740 円	1,850 円	1,440 円
一時使用 (1 回)	自転車		100 円			
	原動機付自転車		150 円			
一時使用 (回数券)	自転車		100 円券 11 枚綴 1,000 円			
	原動機付自転車		150 円券 11 枚綴 1,500 円			

備考

- 1 この表において「屋根」とは、屋根及びこれに類似する施設又は設備をいう。
- 2 この表において「自転車」とは第 3 条第 1 号に規定する自転車をいい、「原動機付自転車」とは同条第 2 号に規定する自転車をいう。
- 3 回数券の料金は、発行の際に徴収するものとする。

6.1.3 松戸市自転車の放置防止に関する条例

昭和 58 年 12 月 27 日
松戸市条例第 44 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所における自転車の放置を防止することにより、良好な都市環境の確保及び市民生活の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。

(2) 放置 自転車の利用者が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。

(3) 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設をいう。

(利用者の責務)

第 3 条 自転車の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車をみだりに放置しないこと。
- (2) 自己の自転車に住所及び氏名を明記すること。
- (3) 市の実施する施策に積極的に協力すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、自転車の放置を防止するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(鉄道事業者の責務)

第 5 条 鉄道事業者は、利用者のため自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

2 鉄道事業者は、市が自転車駐車を設置するときは、その用地の提供に努めるとともに市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(大型店舗等の設置者の責務)

第 6 条 大型店舗等の設置者は、利用者のために自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第 7 条 市長は、駅周辺道路その他公共の場所において自転車の放置が著しい場合又は放置のおそれがある場合には、当該地域及びその周辺を放置禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(放置禁止区域の変更又は廃止)

第 8 条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は廃止することができる。

2 前項の規定により放置禁止区域を変更し、又は廃止したときは、前条第 2 項の規定を準用する。

(自転車の放置の禁止)

第 9 条 自転車の利用者は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(放置自転車に対する措置)

第 10 条 市長は、放置禁止区域内において放置された自転車を移送し、保管することができる。

2 市長は、市の設置する自転車駐車場内に相当の期間にわたり放置されている自転車(道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車を含む。次条、第 13 条及び第 15 条第 2 項において同じ。)を移送し、保管することができる。

(保管した自転車の措置)

第 11 条 市長は、前条の規定により自転車を保管したときは、保管期間、保管場所その他必要な事項を規則で定めるところにより公示しなければならない。

2 市長は、前条の規定により保管している自転車であつて利用者(所有者を含む。次項において同じ。)の確認ができるものについては、当該利用者に速やかに引き取るよう通知しなければならない。

3 市長は、前 2 項の措置を講じた後、利用者が引き取らない自転車については、第 1 項の公示で定めた保管期間の経過後において必要な措置を講ずることができる。

(措置命令)

第 12 条 市長は、放置禁止区域以外の場所において自転車の放置により良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該自転車の利用者に対し、自転車の移動その他必要な措置を講ずるよう命令することができる。

2 市長は、利用者が前項の命令に従わないときは、当該自転車を移送し、保管することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

(費用の徴収)

第 13 条 市長は、第 10 条又は前条第 2 項の規定により自転車を移送し、保管したときは、それに要した費用を当該自転車の利用者から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

(関係機関との協議協力)

第 14 条 市長は、自転車の放置防止に関してこの条例をより強力に推進するため警察及び道路管理者その他の関係機関と協議協力し、必要な施策の実施に努めるものとする。

(自転車等駐車対策協議会)

第 15 条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、松戸市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、自転車の駐車対策に関する重要事項について調査審議する。

3 協議会は、委員 25 人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 59 年 3 月松戸市規則第 5 号で、同 59 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 27 年 3 月 26 日松戸市条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和 31 年松戸市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

松戸市自転車等駐車対策協議会委員	日額 8,500 円
------------------	------------

6.1.4 松戸市自転車駐車場附置義務条例

昭和 58 年 12 月 27 日
松戸市条例第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号。以下「法」という。)に基づき、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の附置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

第 2 条 法第 5 条第 3 項の規定により条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、商業地域及び近隣商業地域とする。

(施設の新築の場合の駐車場の附置)

第 3 条 指定区域内において、次表ア欄の用途に供する施設でイ欄の規模のものを新築しようとする者は、ウ欄により算定した規模の駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね 50 メートル以内である場所に附置しなければならない。

ア	イ	ウ
施設の用途	施設の規模	駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケット その他の店舗	店舗面積が 400 平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積 20 平方メートルごとに 1 台(1 台に満たない端数は、切り捨てる。)
銀行その他の金融機関	店舗面積が 500 平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積 25 平方メートルごとに 1 台(1 台に満たない端数は、切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が 300 平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積 15 平方メートルごとに 1 台(1 台に満たない端数は、切り捨てる。)

2 前項に規定する店舗面積の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設を新築する場合の駐車場の附置)

第 4 条 指定区域内において前条第 1 項の表ア欄の 2 以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)を新築しようとする者は、当該用途ごとに同表ウ欄により算定した駐車場の規模の合計が 20 台以上である場合は、その規模の駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね 50 メートル以内である場所に附置しなければならない。

(大規模施設に係る駐車場の規模)

第 5 条 店舗面積が 5,000 平方メートル(以下「基準面積」という。)を超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第 3 条の規定にかかわらず、店舗面積が基準面積までの部分について第 3 条第 1 項の表ウ欄により算定した駐車場の規模に、店舗面積が基準面積を超える部分について同表ウ欄により算定した駐車場の規模に 2 分の 1 を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同表ウ欄により算定した駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の店舗面積の合計が基準面積を超えるものを新築する場合には、前条の規定にかかわらず、基準面積が合計面積に占める割合に各用途の店舗面積を乗じて得た面積を基準面積とみなして各用途ごとに前項の算定方式を用いて算定した規模の合計をもつて前条の駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の駐車場の規模)

第 6 条 次の各号に掲げる増築をする場合においては、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第 10 条の規定に該当するものを含む。)を除く。)をすべて新築したとみなして第 3 条から前条までの規定を適用する。この場合において、駐車場の規模は、現にこの条例により設置されている駐車場の規模を控除したものとする。

(1) 第 3 条第 1 項の表ア欄の用途に供する施設についての同表イ欄の規模となる増築又はイ欄の規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新

築したとみなして用途ごとに第 3 条第 1 項の表ウ欄により算定した駐車場の規模の合計が 20 台以上である場合に係るもの

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る駐車場の附置)

第 7 条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、その全部を指定区域内にあるものとみなして、第 3 条から前条までの規定を適用する。

(駐車場の構造及び設備)

第 8 条 第 3 条から第 6 条までの規定により設置される駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

(駐車場の設置の届出)

第 9 条 第 3 条から第 6 条までの規定により駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 施設の用途及び店舗面積

(3) 駐車場の位置及び規模

(4) 駐車場の構造及び設備

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定により届出をする場合は、駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(適用の除外)

第 10 条 この条例の施行後新たに指定区域となつた区域内において、指定区域となつた日から起算して 6 か月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第 3 条から第 6 条までの規定を適用しない。

(駐車場の管理)

第 11 条 第 3 条から第 6 条までの規定により設置された駐車場の所有者又は管理者は、当該駐車場をその目的に適合するよう管理しなければならない。

(立入検査)

第 12 条 市長は、この条例を施行するため必要に応じて、施設若しくは駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に施設若しくは駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第 13 条 市長は、第 3 条から第 6 条まで(第 7 条において適用される場合を含む。)、第 8 条又は第 11 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第 14 条 前条第 1 項の規定による市長の命令に従わなかつた者は、10 万円以下の罰金に処する。

2 第 9 条第 1 項の規定に違反した者及び第 12 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 15 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 59 年 3 月松戸市規則第 6 号で、同 59 年 4 月 1 日から施行)

6.1.5 松戸市自転車駐車場条例施行規則

平成9年3月31日

松戸市規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市自転車駐車場条例(平成8年松戸市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 条例第2条第2項に規定する自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、駐車場の管理上必要があると認める場合は、当該駐車場における自転車の入出庫の取扱時間を定めることができる。

2 条例第4条第2号の規則で定める一時使用の使用時間帯は、午前7時から午後7時30分までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、駐車場の供用時間若しくは一時使用の使用時間帯を変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の使用を休止することができる。

(駐車場の定期使用の許可)

第4条 条例第5条第1項の規定により定期使用をしようとする者は、市長が定める期日までに松戸市自転車駐車場定期使用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、使用の可否の決定をするものとする。この場合において、申請者の数が当該駐車場の定期使用の収容台数を超えるときは、抽選により決定をするものとする。

3 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、その結果を松戸市自転車駐車場定期使用申請結果通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するとともに、定期使用を許可したときは、併せて定期使用カード(第3号様式)を交付するものとする。

4 定期使用の許可を受けた者(以下「定期使用者」という。)は、駐車場を使用するときは、前項の定期使用カードを携帯し、職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(使用料の納付等)

第5条 定期使用者は、当該月分の使用料を前月の末日までに納付しなければならない。この場合において、定期使用者は、3か月分又は6か月分の使用料を一括して納付することができる。

2 市長は、使用料の納付を受けたときは、定期使用シール(第4号様式)を当該定期使用者に交付するものとする。

3 定期使用シールの交付を受けた定期使用者は、当該シールを当該自転車の見やすい箇所に貼付しなければならない。

(一時使用の方法)

第6条 条例第5条第1項ただし書の規定により一時使用をしようとする者は、回数券を使用する場合を除き、駐車場に入場する際に使用料を納付し、一時使用券(第5号様式)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により一時使用券の交付を受けた者は、一時使用券を当該自転車に貼付しなければならない。

3 回数券を使用して一時使用をしようとする者は、当該回数券を当該自転車に貼付しなければならない。

4 回数券の様式は、第5号様式の2とする。

(申請事項等の変更の届出)

第7条 定期使用者は、次の各号に掲げる申請書記載事項に変更が生じたときは、直ちに松戸市自転車駐車場定期使用変更届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 通勤又は通学先
- (3) 使用車種

(4) 使用区分

(定期使用券等の再交付)

第 8 条 定期使用者は、定期使用カード又は定期使用シール(以下「定期使用券等」という。)を紛失し、破損し、又は汚損したときは、松戸市自転車駐車場定期使用券等再交付申請書(第 7 号様式)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(使用料の減免)

第 9 条 条例第 7 条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項の規定により生活保護を受けている世帯に属する者 免除

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 免除

(3) 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に規定する療育手帳の交付を受けている者 免除

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 免除

(5) その他市長が特別の理由があると認めたる者 市長が別に定める割合

2 定期使用料の減額又は免除を受けようとする者は、松戸市自転車駐車場定期使用料(減額・免除)申請書(第 8 号様式)にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 使用料の減額又は免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 定期使用者が使用許可の取消の申出をした場合 納付した額から使用した月分の使用料を控除した額

(2) 定期使用者が使用の許可を受けた期間において、市の都合により駐車場の供用を休止する場合 市長が別に定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、松戸市自転車駐車場定期使用料還付申請書(第 9 号様式)に定期使用券等を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 11 条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 他の自転車の駐車を妨げる行為をしないこと。

(2) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自転車を汚損し、又は破損するおそれのある行為をしないこと。

(3) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品を持ち込まないこと。

(4) みだりに騒音を発しないこと。

(5) 物品の販売等の営業行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

(譲渡、転貸禁止)

第 12 条 定期使用者は、駐車場を定期使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか駐車場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月 30 日松戸市規則第 48 号)

この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表松戸駅東口高架下自転車駐車場の項の次に松戸駅西口第 1 自転車駐車場及び松戸駅西口第 2 自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成 9 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 30 日松戸市規則第 43 号)

この規則は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 9 月 30 日松戸市規則第 57 号)

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日松戸市規則第 36 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日松戸市規則第 35 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 28 日松戸市規則第 18 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 29 日松戸市規則第 54 号)

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 14 日松戸市規則第 58 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 20 日松戸市規則第 16 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 1 月 15 日松戸市規則第 1 号)

この規則は、平成 15 年 1 月 20 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日松戸市規則第 21 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 31 日松戸市規則第 67 号)

この規則は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 12 日松戸市規則第 74 号)

この規則は、平成 15 年 12 月 20 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 24 日松戸市規則第 76 号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の松戸市自転車駐車場条例施行規則の規定は、平成 17 年度分の使用に係る申請から適用し、平成 16 年度分の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 6 月 30 日松戸市規則第 57 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の指定管理者の指定手続等)

2 市長は、施行日前においても、この規則による改正後の松戸市自転車駐車場条例施行規則第 13 条から第 17 条までの規定の例により、指定管理者の指定の手続その他の行為を行うことができる。

附 則(平成 18 年 3 月 10 日松戸市規則第 8 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 27 日松戸市規則第 15 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 11 日松戸市規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日松戸市規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 25 日松戸市規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 1 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 26 日松戸市規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日松戸市規則第 16 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 3 日松戸市規則第 47 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日松戸市規則第 63 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 27 日松戸市規則第 53 号)

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日松戸市規則第 12 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

1 最寄りの駅からの距離が 200 メートル以内の駐車場

名称	位置
松戸駅東口自転車駐車場	松戸市松戸 1,243 番地の 3
松戸駅東口相模台自転車駐車場	松戸市岩瀬 487 番地の 7
北松戸駅東口第 1 自転車駐車場	松戸市上本郷 888 番地の 6
北松戸駅東口第 2 自転車駐車場	松戸市上本郷 905 番地の 8
馬橋駅西口自転車駐車場	松戸市西馬橋蔵元町 1 番地
新松戸駅東口第 1 自転車駐車場	松戸市幸谷 590 番地の 1
新松戸駅西口第 1 自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目 463 番地
新松戸駅西口第 2 自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目 361 番地の 1
新松戸駅西口第 3 自転車駐車場	松戸市新松戸四丁目 297 番地
新松戸駅西口第 4 自転車駐車場	松戸市新松戸四丁目 308 番地
新松戸駅西口第 5 自転車駐車場	松戸市新松戸三丁目 459 番地
新松戸駅西口第 7 自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目 360 番地
新松戸駅西口第 8 自転車駐車場	松戸市新松戸二丁目 10 番地の 1
新松戸駅西口高架下第 1 自転車駐車場	松戸市幸谷 1,198 番地の 4
北小金駅南口第 1 自転車駐車場	松戸市小金 443 番地の 16
北小金駅南口第 2 自転車駐車場	松戸市小金きよしヶ丘一丁目 2 番地の 9
北小金駅南口高架下自転車駐車場	松戸市小金きよしヶ丘一丁目 1 番地
北小金駅北口第 1 自転車駐車場	松戸市東平賀 241 番地の 4
北小金駅北口第 2 自転車駐車場	松戸市殿平賀 186 番地の 10
北小金駅北口参道第 1 自転車駐車場	松戸市平賀 19 番地の 8
北小金駅北口高架下自転車駐車場	松戸市東平賀 235 番地の 4
小金城趾駅第 1 自転車駐車場	松戸市大金平四丁目 199 番地の 1
松戸新田駅北口第 1 自転車駐車場	松戸市松戸新田 420 番地の 1
稔台駅南口第 1 自転車駐車場	松戸市稔台七丁目 1 番地の 8
八柱駅南口第 1 自転車駐車場	松戸市日暮一丁目 4 番地の 3
八柱駅北口第 1 自転車駐車場	松戸市日暮二丁目 4 番地の 1
八柱駅北口第 2 自転車駐車場	松戸市日暮一丁目 1 番地の 14
八柱駅北口第 3 自転車駐車場	松戸市日暮二丁目 5 番地の 12
常盤平駅北口第 1 自転車駐車場	松戸市常盤平一丁目 31 番地
常盤平駅北口第 2 自転車駐車場	松戸市常盤平一丁目 31 番地
常盤平駅北口第 3 自転車駐車場	松戸市常盤平一丁目 31 番地
五香駅東口第 3 自転車駐車場	松戸市五香一丁目 1 番地
五香駅西口第 2 自転車駐車場	松戸市常盤平五丁目 28 番地
六実駅第 1 自転車駐車場	松戸市六実四丁目 7 番地の 2
六実駅第 2 自転車駐車場	松戸市六実三丁目 8 番地の 13
矢切駅第 1 自転車駐車場	松戸市下矢切 150 番地の 7
矢切駅第 2 自転車駐車場	松戸市栗山 121 番地の 48
矢切駅第 3 自転車駐車場	松戸市栗山 18 番地の 2

2 最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐車場

名称	位置
松戸駅東口高架下自転車駐車場	松戸市根本 448 番地の 7
松戸駅西口公園下自転車駐車場	松戸市本町 22 番地の 3
松戸駅西口高架下自転車駐車場	松戸市根本 16 番地の 10
松戸駅西口第 2 自転車駐車場	松戸市根本 8 番地の 7
松戸駅西口第 3 自転車駐車場	松戸市松戸 1,286 番地の 6
松戸駅西口第 4 自転車駐車場	松戸市本町 23 番地の 2
北松戸駅西口自転車駐車場	松戸市上本郷 530 番地の 1
馬橋駅東口高架下自転車駐車場	松戸市中根 39 番地の 1
馬橋駅西口高架下自転車駐車場	松戸市西馬橋幸町 4 番地の 12
新松戸駅西口高架下第 2 自転車駐車場	松戸市新松戸二丁目 405 番地
新松戸駅西口高架下第 3 自転車駐車場	松戸市幸谷 1,201 番地の 3
八柱駅南口第 2 自転車駐車場	松戸市日暮三丁目 6 番地の 3
五香駅東口第 2 自転車駐車場	松戸市金ヶ作 422 番地
五香駅東口第 4 自転車駐車場	松戸市五香六丁目 3 番地の 1

第 1 号様式(第 4 条関係)

略

第 2 号様式(許可用その 1)(第 4 条関係)

略

第 2 号様式(許可用その 2)(第 4 条関係)

略

第 2 号様式(その 3)(第 4 条関係)

略

第 3 号様式(第 4 条関係)

略

第 4 号様式(第 5 条関係)

略

第 5 号様式(第 6 条関係)

略

第 5 号様式の 2(第 6 条関係)

略

第 6 号様式(第 7 条関係)

略

第 7 号様式(第 8 条関係)

略

第 8 号様式(第 9 条関係)

略

第 9 号様式(第 10 条関係)

略

6.1.6 松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則

昭和 59 年 3 月 21 日
松戸市規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松戸市自転車の放置防止に関する条例(昭和 58 年松戸市条例第 44 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の標識)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により放置禁止区域を指定したときは、同条第 2 項の規定により、告示するもののほか、放置禁止区域標識(第 1 号様式)を自転車の利用者の見やすい場所に設置するものとする。

(放置自転車の措置方法)

第 3 条 条例第 10 条の規定により放置禁止区域内又は市の設置する自転車駐車場内に放置されている自転車を移送する場合は、あらかじめ放置自転車移送通告書(第 2 号様式)をちよう付して行わなければならない。

2 条例第 10 条第 2 項に規定する相当な期間とは、放置自転車移送通告書をちよう付した日から起算して 14 日とする。

(自転車の保管方法)

第 4 条 条例第 10 条又は条例第 12 条第 2 項の規定により自転車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車(以下「原動機付自転車」という。))を含む。以下次項並びに次条及び第 8 条において同じ。)を保管したときは、保管自転車台帳(第 3 号様式)に当該自転車の特徴等を記載するものとする。

2 条例第 10 条又は条例第 12 条第 2 項の規定により自転車を保管したときは、保管自転車台帳を自由に閲覧させるとともに、次に掲げる事項を松戸市告示により公示するものとする。

- (1) 移送日
- (2) 放置場所
- (3) 保管場所
- (4) 保管期間

3 前項第 4 号の保管期間は、移送日から起算して 2 か月とする。

(自転車の返還手続)

第 5 条 保管した自転車を利用者(所有者を含む。)に返還するときは、保管自転車返還願(第 4 号様式)を徴し、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させなければならない。

(措置命令)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項に規定する命令は、措置命令書(第 5 号様式)により行うものとする。

(費用の額)

第 7 条 条例第 13 条第 2 項に規定する額は、自転車については、1 台につき 3,000 円、原動機付自転車については、1 台につき 6,000 円とする。

(腕章の着用等)

第 8 条 自転車の移送に従事する職員は、腕章(第 6 号様式)を着用するほか、身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(協議会の構成)

第 9 条 条例第 15 条第 3 項の規定により市長が委嘱し、又は任命する松戸市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 鉄道事業者等の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 各種団体の関係者
- (6) 本市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 10 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 11 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 12 条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 13 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 14 条 協議会の庶務は、街づくり部交通政策課において処理する。

(委任)

第 15 条 第 9 条から前条までに定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 31 日松戸市規則第 16 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 1 月 8 日松戸市規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 30 日松戸市規則第 22 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 12 日松戸市規則第 13 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日松戸市規則第 36 号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 7 日から施行する。

2 この規則による改正後の松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則第 7 条の規定は、この規則の施行の日以後に移送し、保管した自転車について適用し、同日前までに移送し、保管した自転車については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 5 月 1 日松戸市規則第 48 号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則第 7 条の規定は、この規則の施行の日以後に移送し、保管した自転車について適用し、同日前までに移送し、保管した自転車については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日松戸市規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)

略

第 2 号様式(第 3 条関係)

略

第 3 号様式(第 4 条関係)

略

第 4 号様式(第 5 条関係)

略

第 5 号様式(第 6 条関係)

略

第 6 号様式(第 8 条関係)

略

6.1.7 松戸市自転車駐車場附置義務条例施行規則

昭和 59 年 3 月 21 日
松戸市規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松戸市自転車駐車場附置義務条例(昭和 58 年松戸市条例第 45 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(店舗面積の算定方法)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する店舗面積は、次の各号に掲げるところにより算定する。

(1) 条例第 3 条第 1 項に規定する百貨店、スーパーマーケットその他の店舗の店舗面積は、売場、売場間の通路、商品の陳列窓及び陳列室、承り所、物品加工修理場その他小売業を営むための店舗の用に供する建築物の床面積(壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。以下同じ。)の合計による。

(2) 条例第 3 条第 1 項に規定する銀行その他の金融機関の店舗面積は、銀行室、一般応接室その他金融業を営むための店舗の用に供する建築物の床面積の合計による。

(3) 条例第 3 条第 1 項に規定する遊技場の店舗面積は、遊技室、景品交換所その他遊技場利用者の用に供する建築物の床面積の合計による。

(設置の届出)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定により設置の届出又は届出事項の変更の届出をする者は、自転車駐車場設置届出書(第 1 号様式)又は自転車駐車場設置届出事項変更届出書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第 9 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、施設における営業開始予定日及び自転車駐車場の供用開始予定日とする。

3 条例第 9 条第 2 項に規定する規則で定める図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 施設の案内図(縮尺 1 万分の 1 以上の地形図)

(2) 施設の配置図(縮尺 2 百分の 1 以上)

(3) 施設の平面図(縮尺 2 百分の 1 以上)

(4) 自転車駐車場の配置図(縮尺 2 百分の 1 以上)

(5) 自転車駐車場の構造図(縮尺 2 百分の 1 以上)

(6) 自転車駐車場の照明装置等の設備の配置図(縮尺 2 百分の 1 以上)

(7) 自転車駐車場の規模の算出計算書

(8) 自転車駐車場に係る登記簿謄本又は使用承諾書

(身分を示す証明書)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、第 3 号様式とする。

(措置命令書)

第 5 条 条例第 13 条第 2 項に規定する措置命令書は、第 4 号様式とする。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

略

第 2 号様式(第 3 条関係)

略

第 3 号様式(第 4 条関係)

略

第 4 号様式(第 5 条関係)

略

6.1.8 松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付要綱

平成 10 年 3 月 31 日

松戸市告示第 84 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、道路交通の円滑化並びに都市機能の維持及び増進を図るため、一般公共の用に供される自転車駐車場の新設、増設又は改修に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則(昭和 55 年松戸市規則第 17 号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を備えた民間自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の新設、増設及び改修(以下「整備」という。)に係る事業とする。

(1) 鉄道駅からおおむね 300 メートル以内の地域又はバス停留所からおおむね 200 メートル以内の地域であって、市長が駐車場の整備が必要と認める地域に整備されるものであること。

(2) 収容台数が自転車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。以下同じ。)でおおむね 50 台(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車並びに駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 4 項に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、それぞれの 1 台を自転車 1.5 台として換算した台数とする。)以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する駐車場の整備については、補助対象としないものとする。

(1) 百貨店、スーパーマーケット、銀行及び遊技場等の事業者がその利用者及び従業員等のために設置するもの

(2) 鉄道事業者、バス事業者及び当該事業者と関連する事業を営む事業者が設置するもの
(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 前条第 1 項に規定する駐車場を整備すること。

(2) 申請時において、租税その他の公課に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、駐車場の整備に係る経費のうち次の各号に掲げる経費とする。ただし、増設又は改修の場合にあっては、当該増設又は改修に係る部分に限るものとする。

(1) 調査、設計費

(2) 建築工事費

(3) 土木工事費

(4) 機械設置費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表 1 で算定した基本補助額に 3 分の 1 を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とし、その額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円とする。

(事前協議)

第 6 条 この要綱の補助対象となる駐車場を整備しようとする者は、事前協議(変更)書(第 1 号様式)を市長に提出し、事業計画の内容について協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、速やかに協議し、協議が成立した場合においては、協議済通知書(第 2 号様式)を交付するものとする。

(変更協議)

第 7 条 前条の規定は、同条第 2 項の規定による協議済通知書の交付を受けた後に、当該事業計画を変更しようとする場合に準用する。

(申請)

第 8 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、松戸市民間自転車駐車場

整備事業補助金交付申請書(第 3 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 設計書(関係図面等一式)
 - (4) 工事見積書の写し
 - (5) 建築確認通知書の写し(建築確認が必要な場合に限る。)
 - (6) 土地登記簿謄本(駐車場を整備しようとする土地の所有者が申請者と異なる場合にあつては、賃貸借契約書の写し)
 - (7) 納税証明書
 - (8) 協議済通知書の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付の条件)

第 9 条 規則第 5 条の規定により付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を休止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 災害、施設の補修その他やむを得ない事由がある場合を除き、駐車場整備完了後、別表 2 の左欄に掲げる駐車場の構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間(当該駐車場の構造が同表の左欄に掲げる駐車場の構造の 2 以上に該当する場合にあつては、そのうちの最長の期間とする。)以上継続して一般の利用に供すること。

(4) その他市長が必要と認める条件

2 前項第 1 号及び第 2 号の規定により承認を受けようとする者は、松戸市民間自転車駐車場整備事業変更(休止、廃止)承認申請書(第 4 号様式)に理由書を添えて市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第 10 条 規則第 6 条の規定による通知は、松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付決定(却下)通知書(第 5 号様式)によるものとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 11 条に規定する実績報告は、松戸市民間自転車駐車場整備事業実績報告書(第 6 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定通知)

第 12 条 規則第 12 条の規定による額の確定通知は、松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金確定通知書(第 7 号様式)によるものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 規則第 14 条に規定する請求は、松戸市民間自転車駐車場整備事業補助金交付請求書(第 8 号様式)によるものとする。

(届出事項)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は事務所等の所在地を変更したとき。
- (2) 駐車場の名称又は経営者の変更があつたとき。
- (3) 駐車場の整備されている土地の所有者の変更があつたとき。
- (4) 駐車場の整備されている土地の賃貸借契約の内容の変更その他当該土地を利用する権利の内容に変更があつたとき。
- (5) 駐車場の収容台数又は利用料金を変更したとき。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 2 日松戸市告示第 83 号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 1(第 5 条関係)

整備区分	算定基準	基本補助額
新設又は増設	ア 総事業費－国・県補助金－他の公共団体からの補助金－民間補助金＝算定額	ア又はイのいずれか低い方の額
改修	イ 平置式 5 万円×収容台数＋立体自走地上式 10 万円×収容台数＋立体自走地下式 20 万円×収容台数＋立体機械式 25 万円×収容台数＝算定額	アの額

別表 2(第 9 条関係)

駐車場の構造	期間
平置式	5 年
立体自走式	7 年
立体機械式	10 年

第 1 号様式(第 6 条関係)

略

第 2 号様式(第 6 条関係)

略

第 3 号様式(第 8 条関係)

略

第 4 号様式(第 9 条関係)

略

第 5 号様式(第 10 条関係)

略

第 6 号様式(第 11 条関係)

略

第 7 号様式(第 12 条関係)

略

第 8 号様式(第 13 条関係)

略

6.2 松戸市自転車等駐車対策協議会

6.2.1 松戸市自転車等駐車対策協議会規約

平成 27 年 10 月 7 日

(目的)

第1条 この規則は、松戸市自転車の放置防止に関する条例(以下「条例」という。)第 15、16 条の規定により、松戸市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 条例第 15 条の規定により市長が委嘱する協議会委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 公募市民 2 人
- (2) 学識経験者 1 人
- (3) 鉄道事業者 5 人
- (4) 関係行政機関 2 人
- (5) 各種団体 6 人

(役員)

第3条 協議会は次の役員をもって構成する。

- 会長 ー 1 名
- 会員 ー 協議会委員

(会長の選任)

第4条 協議会の会長は、委員の互選によりこれを定める

(役員の仕事)

第5条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 会長 ー 会長は、協議会の総轄をするとともに、議事の概要及び出席者を記載した議事録に署名する。
- 会員 ー 協議会において意見を述べるとともに運営の推進に努める。

(開催)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(可否)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、街づくり部 交通政策課において処理する。

(情報公開)

第9条 協議会の会議録は、松戸市情報公開条例 第 32 条に基づき、原則として公開するものとする。

(附則)

第 10 条 この規約に定めない事項については、会長が協議会に諮って定める。

第 11 条 本規約は平成 27 年 10 月 7 日より実施する。

6.2.2 委員名簿

(敬称略)

	所 属 ・ 役職名	氏 名
1	日本大学 名誉教授	会長 榛澤 芳雄
2	公募市民	望月 昇
3	公募市民	斉藤 幸子
4	東日本旅客鉄道株式会社 総務部 企画室 副課長	加藤 晃一 (第1回～第4回) 島崎 良則 (第5回～第7回)
5	新京成電鉄株式会社 経営企画室 調査役	河野 一男
6	北総鉄道株式会社 企画室 調査役	佐藤 栄寿
7	東武鉄道株式会社 副管区長	横山 利一 (第1回～第5回) 栗野 正行 (第6回～第7回)
8	流鉄株式会社 鉄道部 次長	北原 幸治
9	松戸警察署 地域課長	高橋 實 (第1回～第3回) 三平 修弘 (第4回～第7回)
10	松戸東警察署 地域課長	田村 政人 (第1回～第4回) 小高 明德 (第5回～第7回)
11	松戸市町会・自治会連合会 会長	大塚 清一
12	松戸交通安全協会 交通指導員	清水 義男
13	松戸東交通安全協会 事務局長	高木 一男
14	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会 常務理事	小澤 邦昭
15	松戸市商店会連合会 会長	岩田富久司 (第1回～第3回) 田瀬 信一 (第4回～第7回)
16	松戸市消費者の会	山本 博之
17	松戸市 街づくり部長	青柳 洋一
18	松戸市 建設部長	松宮 正紀
19	松戸市 建設総務課長	高尾 明巨
20	松戸市 都市計画課長	伊藤 信夫
21	松戸市 商工振興課長	佐藤 充宏

6.2.3 協議内容

平成 27 年 10 月 7 日開催

第1回 松戸市における駅周辺自転車等駐車対策に関する課題と対応の方向性について

- ① 協議会の位置づけ・規約の承認及びスケジュール等について
- ② 松戸市における自転車等利用実態の現況と課題

平成 27 年 11 月 30 日開催

第2回 松戸市自転車駐車場のあり方について

- ① 自転車駐車場整備に関する方針について
- ② 市営自転車駐車場の運用効率化について

平成 28 年 2 月 16 日開催

第3回 松戸市営自転車駐車場管理運営方針のまとめ

- ① 「(仮称)松戸市自転車駐車場運用基本計画(中間報告)」
- ② 自転車駐車場標準料金の考え方(案)について

平成 28 年 6 月 30 日開催

第4回 自転車駐車場の料金体系等について

- ① 自転車駐車場の料金体系について
- ② 受け入れ車種拡大の施行について

平成 28 年 10 月 12 日開催

第5回 放置防止対策に関する施策について

- ① 民間自転車駐車場補助制度について
- ② 附置義務制度について
- ③ その他の施策について

平成 28 年 11 月 25 日開催

第6回 各種施策の役割・連携及びスケジュールについて

- ① (仮称)松戸市自転車駐車場運用基本計画(案)について
- ② 各種施策の役割・連携及びスケジュールについて

平成 29 年 2 月 17 日開催

第7回 松戸市自転車駐車場運用基本計画のまとめ

- ① 「松戸市自転車駐車場運用基本計画(案)」

6.3 用語の定義

本計画では、以下の用法を統一して用いることとします。

- 自転車 …………… 道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車。
- 原動機付自転車 …………… 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車。総排気量 50cc 以下。単に「原付」または「原付一種」と呼ぶ場合もある。
- 自転車等 …………… 自転車、原動機付自転車の総称。
- 第二種原動機付自転車 …… 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車のうち、排気量 50cc を超え 125cc 以下のものを指す。単に「原付二種」と呼ぶ場合もある。
- 自動二輪車 …………… 道路交通法施行規則第 2 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車。自動二輪と呼ぶ場合もある。
- 駐車 …………… 車両等が継続的に停止すること(貨物の積卸しのための 5 分以内の停止、人の乗降のための停止を除く)、または車両等が停止し、運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあること。
- 駐輪 …………… 自転車等を駐車すること。本計画では原則として「駐車」と表現する。ただし、慣例として駐輪と表現されることも多いため、意識調査その他の場合において「駐輪」の表現も用いる場合がある。
- 放置 …………… 自転車駐車場以外の場所で、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態。
- 自転車駐車場 …………… 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設。駐輪場、駐車場と呼ぶ場合もある。ただし、本計画では、自転車駐車場と呼ぶ。
- 収容可能台数 …………… 自転車駐車場等の駐車施設に自転車等を駐車することのできる、設計上の台数。
- 乗入台数 …………… 自転車等の自転車駐車場への駐車台数と放置台数を合計した台数。

松戸市自転車駐車場運用基本計画

発行 平成29年 3月



松戸市
街づくり部 交通政策課